

第2期岩手県再犯防止推進計画 (2026年度～2030年度)

令和8年3月
岩 手 県

第2期計画の策定にあたって

岩手県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において、県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めています。再犯防止の分野においては、犯罪をした者の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指し、第1期岩手県再犯防止推進計画（2021年度～2025年度）に掲げる各種取組を実施してきました。



県が毎年行っている県民意識調査においては、「犯罪への不安の少ない社会づくり」を求める御意見が数多く寄せられており、本県における刑法犯検挙者数は、近年、減少傾向にある一方で、そのうち再犯者が占める割合は、令和6年には42.9%と依然として高く、再犯防止に向けた取組は、引き続き重要な課題となっています。

こうした中、国においては、令和4年6月に刑法等の一部改正により、受刑者の処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度を導入しました。また、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定し、国・都道府県・市町村の役割を明示し、地方公共団体における取組を支援するとともに、地域社会における支援の連携体制を強化していくこととしました。

第2期岩手県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）の策定にあたっては、国のこうした動向を踏まえた内容とするとともに、県民の皆さんが再犯防止の取組を我が事として捉えやすいように、基本理念について、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととしました。また、推進方向の6つ目の柱として「市町村への支援とネットワークの構築」を加え都道府県としての役割を推進するとともに、連携体制強化と県民理解の増進のため、多くの民間協力者の方から取組事例や活動体験談の寄稿に御協力を頂きました。

岩手の先人、宮沢賢治の「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉に代表される「人とのかかわり」や「つながり」を大切にする本県の強みを生かし、本計画に基づく取組を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

結びに、「岩手県再犯防止推進連絡協議会」の構成員の皆様を始めとして、多くの助言・意見をお寄せくださるなど、本計画の策定に御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

岩手県知事 達増 拓也

目次

第1章 計画の概要

- 1 再犯防止とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第2期岩手県再犯防止推進計画の位置付け・・・・・・・・・・ 1
- 3 第2期県計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

- 1 本県における背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 再犯の防止等に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 第2期県計画策定に向けた観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 第2期県計画に掲げる施策の推進方向・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 施策の展開

- 1 生活基盤の確保
 - (1) 住まいの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 就労・生計の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進
 - (1) 修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
 - (1) 一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援・・・・・・・・ 27
- 5 民間協力者の活動の促進等
 - (1) 民間協力者の活動の促進及び連携・・・・・・・・・・・・ 29
 - (2) 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 市町村への支援とネットワークの構築
 - (1) 市町村への支援とネットワークの構築・・・・・・・・・・ 33

第4章 推進体制

- 1 岩手県再犯防止推進連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

巻末資料

- 取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 再犯の防止等の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

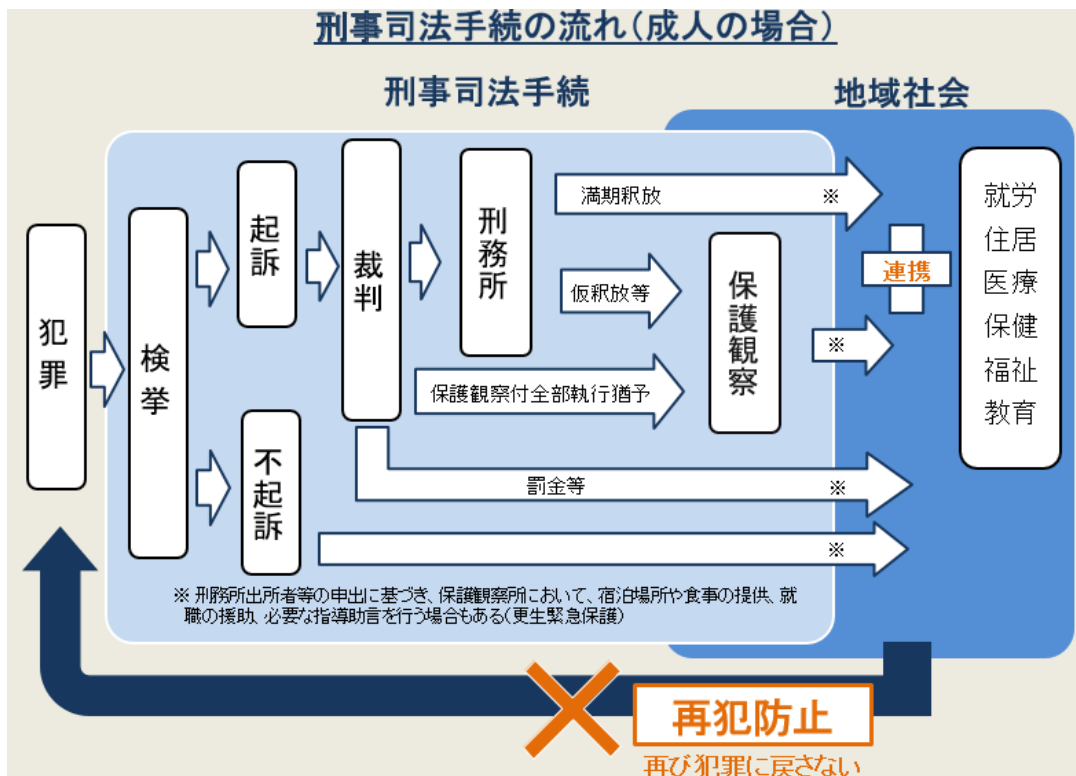
第1章 計画の概要

1 再犯防止とは

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年（285万3,739件）にピークを迎え、その後減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最小となりました。

他方、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者（以下「再犯者」という。）は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は上昇傾向にあり、令和2年（49.1%）に、調査の開始年（1972（昭和47）年）以降、過去最高となりました。

ここ数年、刑法犯検挙者中の約半数が再犯者という状況が続いており、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためにも、再犯の防止等に向けた取組が重要となっています。



[出典：令和6年度法務省資料（北海道・東北ブロック協議会）]

2 第2期岩手県再犯防止推進計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を根拠とし、県が2021（令和3）年3月に策定した岩手県再犯防止推進計画（以下「第1期県計画」という。）が、2025（令和7）年度をもって計画期間を満了することから、2023（令和5）年3月に閣議決定され

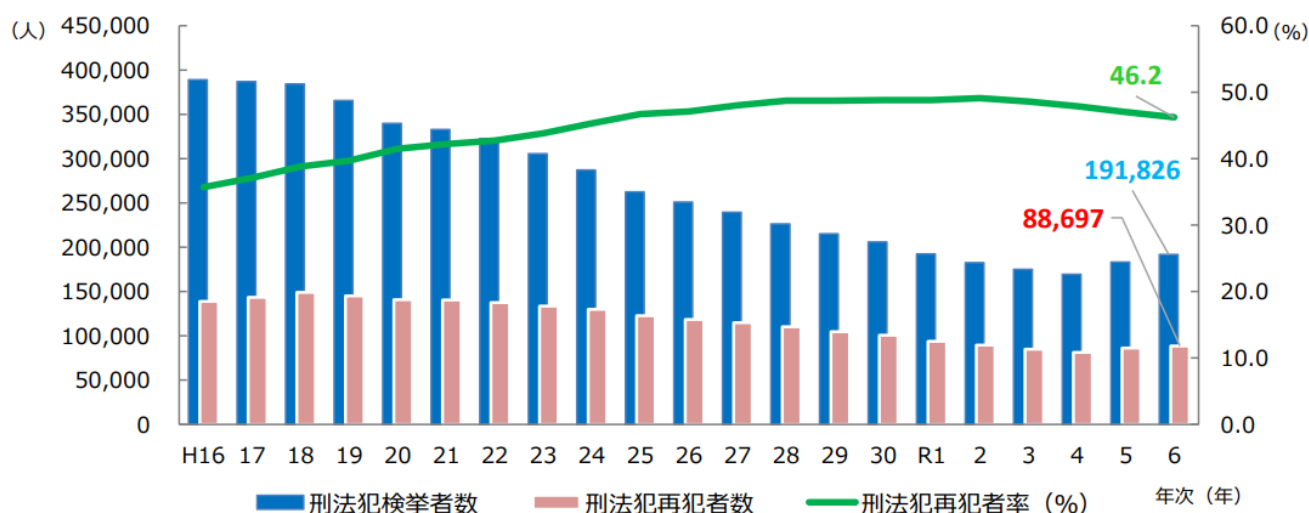
た国の第二次再犯防止推進計画（以下「第二次国計画」という。）の内容や刑法の一部改正等国の動向を踏まえ、第2期岩手県再犯防止推進計画（以下「第2期県計画」という。）を策定します。

3 第2期県計画の期間

第2期県計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

4 国の動向

（1）刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



〔出典：令和7年版再犯防止推進白書〕

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007（平成19）年以降、毎年減少しており、2022（令和4）年は8万1,183人でしたが、2023（令和5）年から17年ぶりに増加に転じ、直近の2024（令和6）年は8万8,697人でした。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997（平成9）年以降上昇傾向にありましたが、2021（令和3）年からは減少に転じ、2024（令和6）年は、46.2%と前年（47.0%）よりも0.8ポイント減少しました。

（2）推進法の制定

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した推進法が制定、施行されました。

制定の目的として、第一条において、「国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるこ

とに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする」と規定されました。

再犯の防止等に関する施策については、基本理念として次のように規定されました。

第三条第一項においては、「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにする。」と規定されました。

第二項においては、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。」と規定されました。

第三項においては、「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。」と規定されました。

以上のことから、推進法は、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心な社会の実現に寄与するため、犯罪をした者等が、①社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援すること、②その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにすること、③犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することを理念として掲げています。

(3) 再犯の防止等に関する施策の推進

政府は、推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとし、これを受け、平成 29 年 12 月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画（以下「第一次国計画」という。）を閣議決定しました。

第一次国計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、と

いう7つの重点課題と115の具体的施策により構成され、その計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間とされました。

令和元年12月、政府は、第一次国計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定しました。加速化プランでは、①「満期釈放者対策の充実強化」、②「地方公共団体との連携強化の推進」、③「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させることとしました。計画等に基づく各種施策に取り組んだ結果、「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（以下「2年以内再入率」という。）を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を令和元年出所者について達成するに至りました。

しかし、第一次国計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合は、依然として50%近くで高止まりしていることなどを受け、第一次国計画による取組を検証し、今後の課題が整理されました。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」等の課題が確認されました。

以上を踏まえ、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していくために、政府は、2023（令和5）年3月、第二次国計画を閣議決定しました。第二次国計画においては、第一次国計画の重点課題を踏まえつつ、第二次国計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下の7つの事項が重点課題とされました。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

以上の重点課題は、基本的には第一次国計画の重点課題を踏襲していますが、第一次国計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことこそが重要であることを踏まえ、第二次国計画においては、「地域による包摂の推進」に変更されました。また、第一次国計画の重点課題であった「関係機関の人的・物的体制の整備等」については、施策の効果検証や広報・啓発活動の推進といった施策と一体のものとして、第二次国計画においては、「再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更さ

れました。第二次国計画では、上記の7つの重点課題に対し、96の施策が盛り込まれており、計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度末までの5年間とされています。政府は、第二次国計画に盛り込まれた施策を可能な限り速やかに実施し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、施策の推進を図ることとしています。

（４）刑法の一部改正等

我が国の刑罰の種類は、刑法（明治40年法律第45号）に規定され、懲役と禁錮から成っていました。懲役は、作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならず、改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合があることが課題とされていました。また、禁錮は、作業を行う刑法上の義務はなく、本人の申出に基づき作業が行われるため、改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができないことが課題とされていました。

再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要であることから、令和4年6月13日、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入が行われました。具体的には、懲役と禁錮を廃止し、改正後の刑法第12条において、拘禁刑が創設され、これによって個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能になりました。このため、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇が可能となり、また、作業を含む受刑生活への動機付けの強化が図られることとなりました。改正法は、令和7年6月1日に施行され、多くの矯正施設において、入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働きかけが展開されることになりました。

また、同日に改正施行した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第106条において、受刑者に対する社会復帰支援について規定されました。具体的には、刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、住居、医療、就業、修学等の支援を行うものとされました。

さらに、改正施行した更生保護法（平成19年法律第88号）第83条の2において、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定が新設され、また、同法第85条において、更生緊急保護の対象拡大とともに、期間が延長される等の改正が行われました。さらに、同法第88条の3において、保護観察所の長は、地域住民等からの相談に応じ、助言等の援助を実施することとされ、釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施することが同法に規定されました。

このように、政府は、推進法を制定し、第二次国計画を推進するとともに、明治40年に制定した刑罰を118年ぶりに改正する等、再犯の防止等の推進に向けた取組を強化することによって、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

[コラム]

刑罰の目的は、国によって若干の差がありますが、①犯罪への非難、②犯罪の抑止、③犯罪者の改善更生、④犯罪の危険からの公衆保護が、共通する目的となっています。責任主義に基づき罪に対する罰として個々の量刑が決められるが、犯罪者を応報的に罰するだけでは、その者の再犯を抑止することは難しいとされています。そこで、多くの先進国において、犯罪者の社会内処遇は、次の二類型の要素から成るものに収斂してきました。

ア 行動の規範や制限、犯罪に繋がる歪んだ認知や行動の変容のための指導

イ 犯罪者の生活再建や社会復帰を助けるための支援

これら方向性の異なる二類型の要素から構成されて、大方の犯罪者処遇は目的刑要素が折り込まれた緩やかな応報刑として実施されています。

なお、イの代表的なものは就労支援です。働くことで生活が安定し、社会と繋がることができ、また、仕事は人間としての尊厳の源、物理的・心理的な帰属場所となり得ます。しかし、犯罪をした者は、教育歴が短く職業に必要な知識・技能が十分ではない場合が多いので、安定した職に就きにくいいため、犯罪をした者を社会内での就労や職業訓練に導くことが、更生支援の中核に置かれています。

※応報刑：犯罪行為に対する道義的避難として課される制裁

※目的刑：刑罰が犯罪を抑止するための手段であるという考え方

[出典：更生保護学辞典]

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 本県における背景

本県においては、平成21年12月に、北海道・東北で最も早く「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設退所後、高齢又は障がいのため自立した生活を営むことが困難な人に対して、必要な福祉サービスの利用支援等を行い、これらの人の円滑な社会復帰を支援してきました。

また、平成28年に施行された推進法において、都道府県及び市町村は、地域の再犯防止施策を実施することが責務とされたことから、この推進のため、国が新たに創設した「地域再犯防止推進モデル事業」に、盛岡市と共に東北でいち早く平成30年度から取り組みました。

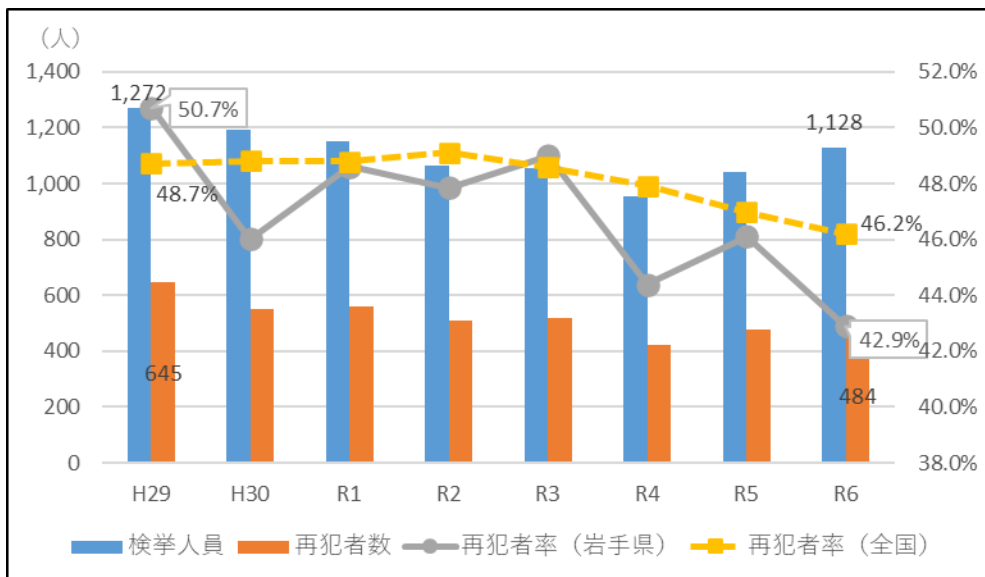
そして、令和3年3月に第1期県計画を策定し、再犯防止に向けた取組を実施することにより、犯罪をした者の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指してきました。

2 再犯の防止等に関する状況

(1) 犯罪をした者の状況

令和7年における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を456人と目標設定していたところ、基準としていた平成29年の同645人と比べて、直近の令和6年は484人と161人減少しました。また、再犯者率の推移を見ると平成29年は50.7%であったところ、令和6年は42.9%であり、全国の集計における割合46.2%より下回りました。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



[出典：法務省大臣官房秘書課調べ]

(2) 県の再犯防止関連事業の取組状況

ア 岩手県地域生活定着支援センターによる支援件数

平成 21 年度から、地域生活定着支援センターを設置（全国で 7 番目、北海道・東北では初）し、社会福祉士等の有資格者を 3 人配置しています。相談件数は、平成 22 年度から平成 30 年度までは年平均 37.1 件でしたが、令和元年から令和 6 年度までは、年平均 77.0 件と増加傾向にあります。

■岩手県地域生活定着支援センター支援件数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出口支援	21	34	34	29	46	44	38	41	47	65	75	94	83	53	54
入口支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	6	4	5	1	0
計	21	34	34	29	46	44	38	41	47	87	81	98	88	54	54
平均	37.1 件									77.0 件					

※出口支援：満期釈放予定者社会復帰支援

※入口支援：被疑者・被告人等支援

イ いわて再犯防止推進事業

令和 6 年度には、法務省の地域再犯防止推進交付金を活用し、いわて再犯防止推進事業を実施（北海道・東北で 2 番目）しており、国の専門機関から講師招へいし、県内市町村の再犯防止推進担当職員に対する施策の企画立案支援と理解促進・人材育成等に取り組みました。

ウ 更生保護施設改築への支援

県内の宿泊型の更生保護施設は、岩手保護院が唯一であり、地域生活定着支援センターとの連携により福祉施設入所決定までの間、支援対象者を保護するなど、同施設による支援は、県の再犯防止施策等に貢献していると認められます。

また、昭和 48 年に県支援を含めて改築を行った後、今般の改築で、居室が個室化されることにより、高齢者や障がい者等の柔軟な受入と処遇機能の充実が図られるため、より一層の推進と安全・安心な社会の実現が期待できるものです。

このため、更生保護法人岩手保護院の改築を支援し、施設整備を進めました。（令和 8 年 4 月供用開始予定）

エ 更生保護関係団体への支援

更生保護関係団体の活動に必要な能力向上や普及啓発活動等を支援し、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会の実現を図ることとしています。

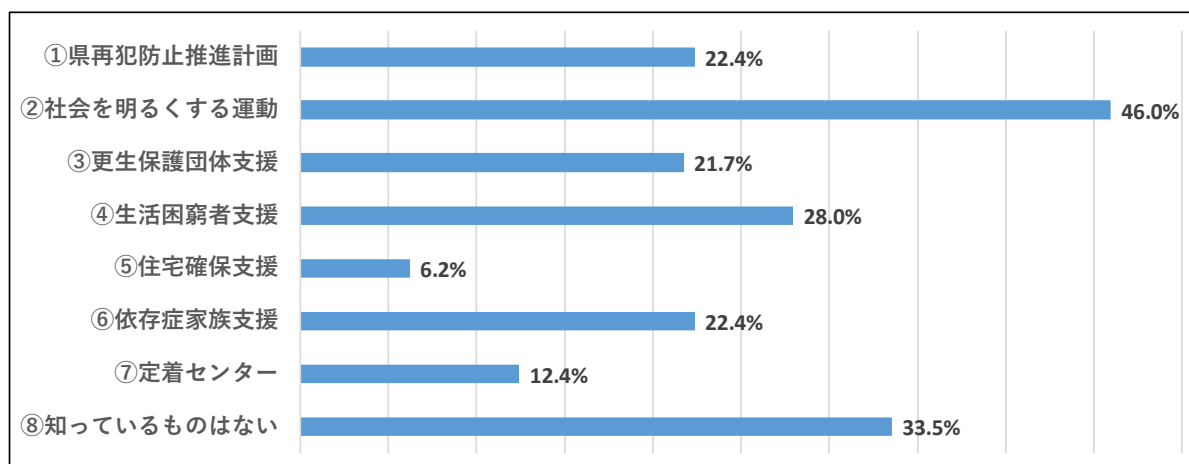
オ 再犯防止に関する意識調査

令和6年10月に、希望郷いわてモニター制度を活用し、再犯防止に関する意識調査を実施しました。調査対象200名のうち、有効回答数は80.5%となる161名からの回答を集計したところ、岩手県再犯防止推進計画の認知度は22.4%にとどまりました。

■岩手県再犯防止推進計画の認知度について

再犯防止に関する県の取組について、知っているものはありますか。(複数回答)

選択肢	(割合)
①岩手県再犯防止推進計画	22.4%
②社会を明るくする運動による広報、啓発	46.0%
③更生保護団体への支援を通じた民間協力者の活動の促進	21.7%
④一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する生活訓練や社会訓練	28.0%
⑤居住支援協議会を通じた住宅確保要配慮者への円滑な入居促進	6.2%
⑥依存症者についての正しい知識と対処法を習得するための家族教室の開催	22.4%
⑦罪を犯した高齢者や障がいのある人に対する地域生活定着支援センターによる援助	12.4%
⑧この中に知っているものはない	33.5%



(3) 市町村の取組状況

県内市町村における地方再犯防止推進計画の策定について、令和2、3年度が各1件ずつでしたが、令和4年度に8件、令和5年度に7件、令和6年度に3件、令和7年度に7件と策定済み市町村が徐々に増加し、令和8年3月31日現在、33市町村のうち、81%となる27市町村が策定しています（見込含む）。

なお、全国では、令和7年4月1日時点で、都道府県は47団体全て、指定都市が20団体全て、市区町村は1,727団体中約54%となる948団体が策定済みです。

■ 令和8年3月31日時点の策定件数

策定済み	27	単独 (14)	盛岡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻町、紫波町、平泉町、岩泉町、普代村、野田村、九戸村
		包含 (13)	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、二戸市、滝沢市、雫石町、岩手町、金ヶ崎町、山田町、洋野町、一戸町
未策定	6	矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、田野畑村、軽米町	

■ 策定件数の年度推移

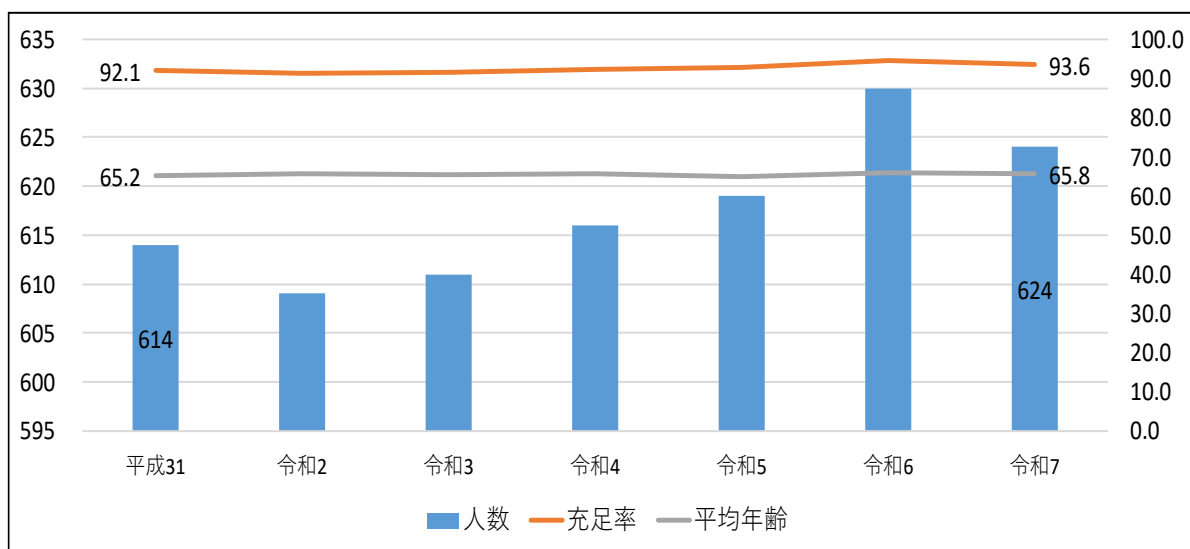
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
策定件数	1	1	8	7	3	7	27
策定市町村	盛岡市	久慈市	大船渡市 花巻市 北上市 滝沢市 岩手町 普代村 九戸村 洋野町	一関市 釜石市 奥州市 雫石町 葛巻町 平泉町 野田村	二戸市 八幡平市 山田町	宮古市 遠野市 陸前高田市 紫波町 金ヶ崎町 岩泉町 一戸町	

(4) 民間協力者の取組状況

ア 保護司の状況

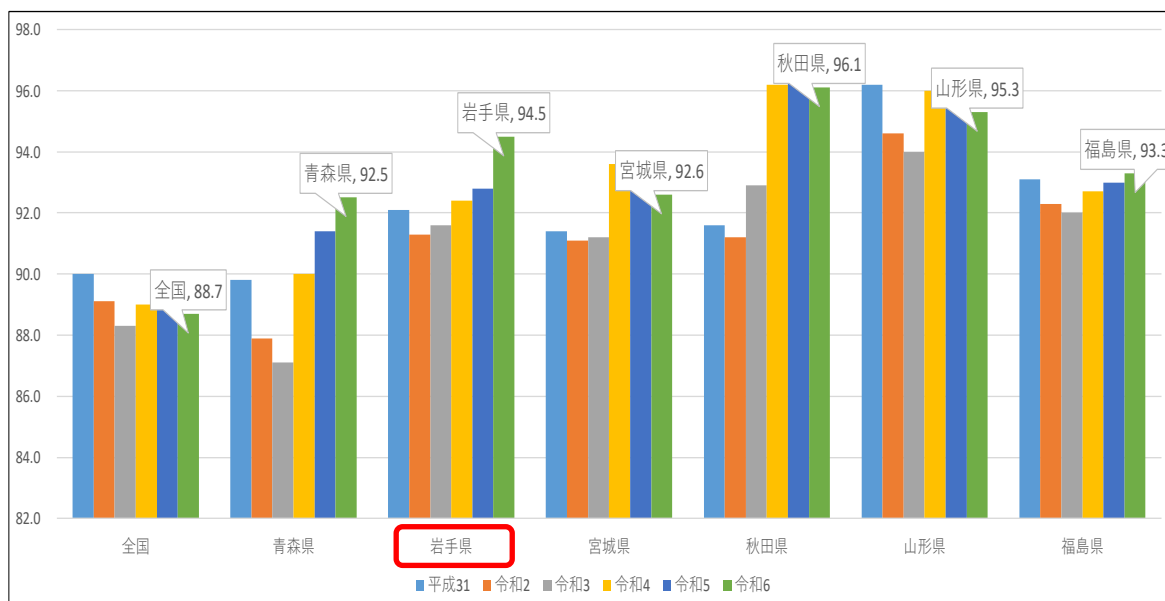
令和7年1月現在、県内の保護司数は624人で、充足率は93.6%であり、平均年齢は65.8歳となっています。令和6年1月現在の保護司充足率は、全国を上回る数値となっており、また、東北各県との比較では、秋田県、山形県に次いで3番目に多くなっています。

■ 岩手県の保護司の人数、充足率及び平均年齢（各年1月1日現在）



[出典：法務省大臣官房秘書課調べ]

■ 保護司充足率の推移・他県比較（令和6年1月現在までの統計）

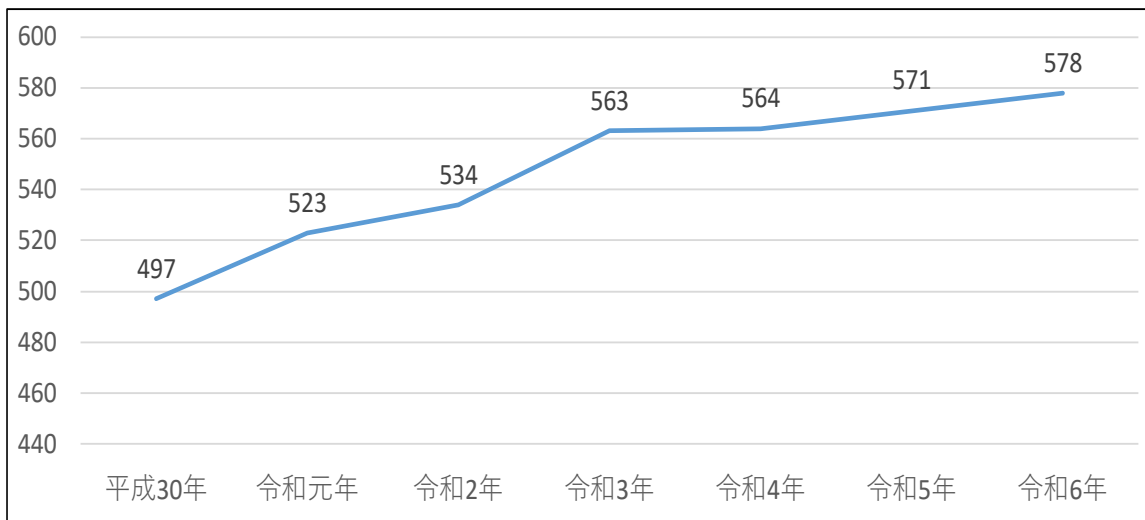


[出典：法務省大臣官房秘書課調べ]

イ 協力雇用主の状況

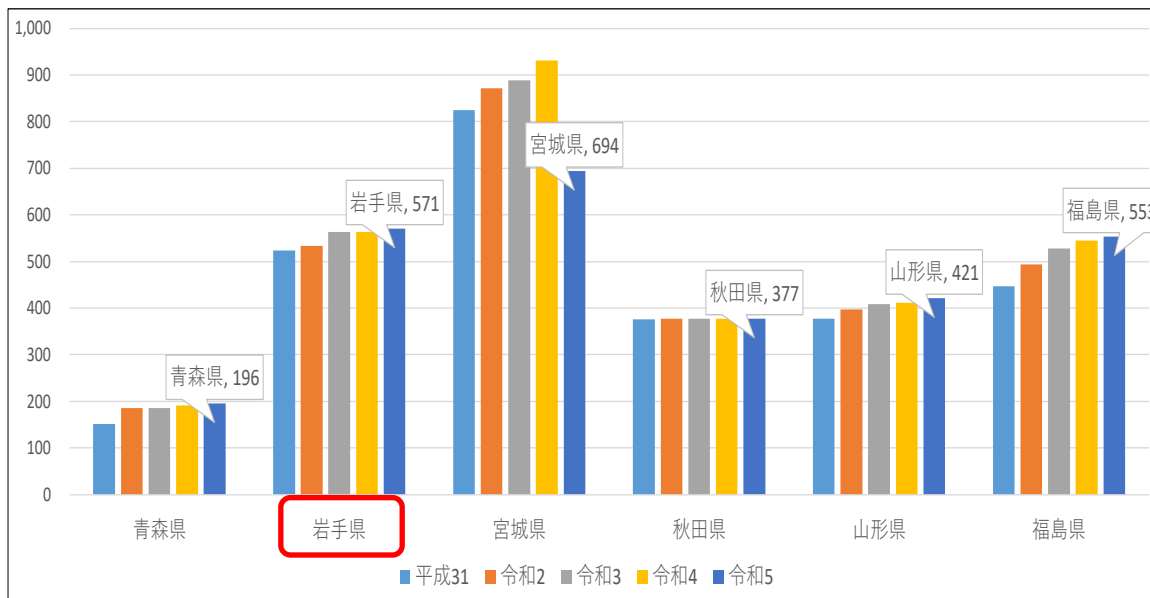
令和6年4月現在、県内の協力雇用主数は578人で増加傾向にあります。令和5年4月現在の東北各県との比較では、宮城県に次いで2番目に多くなっています。

■ 岩手県の協力雇用主の推移（各年4月1日現在）



[出典：法務省大臣官房秘書課調べ]

■ 協力雇用主の推移・他県比較（令和5年4月現在までの統計）



[出典：法務省大臣官房秘書課調べ]

3 第2期県計画策定に向けた観点

(1) 第1期県計画に基づく取組の検証について

第1期県計画では、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援と非行防止の促進、④犯罪をした者等の特性に応じた取組、⑤国及び市町村、民間団体等との連携による支援の5つを重点課題とし、犯罪をした者等で福祉的支援が必要な高齢者や障がいのある人を公的サービスへ繋げ、生活の安定を図り、また国や民間協力者等と連携した普及啓発活動等を行うことによって、再犯の防止に取り組んできました。

県は、岩手県再犯防止推進連絡協議会において、計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的な推進を図っています。2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4年間の取組実績に対しては、同協議会から、再犯の防止に関する普及啓発や、関係団体の認知度のさらなる向上について指摘がありました。そして、この普及啓発等に当たっては、推進法第1条の規定の他に、更生保護法第1条の規定に基づき、再犯の防止等に関する取組が、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする点を強調するべきとの留意点も示されました。

これらの指摘を踏まえ、第2期県計画の策定に当たっては、県として、再犯防止の取組の認知度の向上を進める中で、この取組が、県民が犯罪による被害を受けることの防止、更には私達が安全で安心して暮らせる社会の実現に繋がるものだという県民理解の増進を図っていくことが重要であると考えました。そして、そのような環境の中、各関係団体等の役割のもと連携し、各種施策の充実や取組を推進していくことが、より一層効果的な計画の推進に繋がると考えました。

(2) 国の取組の勘案

第二次国計画では、重点課題⑥地域による包摂の推進が新たに設けられ、国、都道府県、市区町村の役割が次のように示されました。このことによって、国は、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくこととしています。

ア 国の役割

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言等を行う。

イ 都道府県の役割

（広域自治体として）

- 市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

ウ 市区町村の役割

(地域住民に最も身近な基礎自治体として)

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

なお、国は、上記に掲げられた国の役割を果たすため、明治40年に策定した刑罰の種類を変更する刑法の一部改正を行う等具体的に取り組んでいるところであり、本県としても推進法や第二次国計画の都道府県の役割を踏まえ、より一層具体的な取組を推進する必要があります。

(3) いわて県民計画(2019~2028)との整合性について

本県では、中長期的な行政運営の方向性を示す基本計画として、いわて県民計画を定め、その理念を次のとおり掲げています。

- ① 県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めること
- ② 地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持ち、共に支え合いながら岩手県の将来像を描き、その実現に向けてみんなで行動していくこと
- ③ 社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないように、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の観点に立った取組を進めること

また、理念の実現に向けて、重点的、優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込んだ政策プランを策定しており、再犯防止は次の項目に位置付けています。

政策分野 I 健康・余暇

政策項目 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

具体的推進方策 ①互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

(4) 第2期県計画の基本的考え方

推進法、第1期県計画の取組の検証、国の取組の勘案、いわて県民計画の理念等を踏まえ、第2期県計画の基本理念と基本視点を次のとおり掲げます。

ア 基本理念

国、市町村、民間団体その他関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、必要な支援を受けながら、再び社会を構成する一員として受け入れられる地域社会づくりを推進します。

もって、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

イ 基本視点

- ① 国との適切な役割分担を踏まえた県事業の推進

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営む

ことが困難と認められる者等に対して、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関と連携・協働し、これらの者の福祉の増進を図ります。

② 市町村への支援

市町村における地方再犯防止推進計画の策定、充実等に向けた支援や、市町村が主体となって実施する公的サービスの質や機能の充実に向けた支援に取り組みます。

③ 民間協力者等との連携及び支援

犯罪をした者等の社会復帰のため、地域生活を支援し見守る民間協力者等との連携と支援を行うことにより、その活動の充実が図られるよう取り組みます。

4 第2期県計画に掲げる施策の推進方向

県は、前述した第2期県計画の基本的考え方の実現に向け、重点的かつ具体的な施策として、次の6項目について定め、推進することとします。

推進方向 6つの柱	施策の具体的な推進方向（項目）
1 生活基盤の確保	(1) 住まいの確保 (2) 就労・生計の確保
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進	(1) 修学支援 (2) 非行の防止
4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	(1) 一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援
5 民間協力者の活動の促進等	(1) 民間協力者の活動の促進及び連携 (2) 広報・啓発活動の推進
6 市町村への支援とネットワークの構築 (New)	(1) 市町村への支援とネットワークの構築 (New)

「1 生活基盤の確保」については、社会生活を立て直すために必要な生活基盤の確保とその安定を図るための施策を実施するものです。

「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進」については、高齢又は障がいにより福祉的支援が必要な者を支援する市町村に対して支援を実施するものです。また、薬物依存の問題を抱える者への支援を実施するものです。

「3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進」については、非行の未然防止を図る観点から、修学支援や非行の防止に向けた相談や普及啓発を実施するものです。

「4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援」については、一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援を実施するものです。

「5 民間協力者の活動の促進等」については、(1) 民間協力者の活動への促進と連携と、(2) 民間協力者と連携しつつ、再犯防止に関する広報・啓発活動を実施するものです。

「6 市町村への支援とネットワークの構築」については、第二次国計画を勘案し新たに追加した項目であり、県として市町村の関係職員の人材育成や関係機関との連携体制の構築等に取り組むものです。

【SDG s との関わりについて】

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称 SDG s）が記載され、17 のゴールが掲げられています。本計画の推進に当たっては、SDG s の趣旨を踏まえて取り組みます。

○ 第 2 期県計画と関連するゴール



第3章 施策の展開

1 生活基盤の確保

(1) 住まいの確保

【現状と課題】

- ◆ 適当な居住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることなどから、帰住先がない人ほど刑務所への入所を繰り返し、また、再犯期間が短い傾向にあることから、地域における住まいの確保は、安定した生活を送るために欠かせない基盤です。
- ◆ 県では、地域生活定着支援センターに専門職員を配置し、コーディネート業務として、福祉施設や居住支援法人等関係機関等と連携し、居住先の調整等を行ってきました。また、住まいが不安定な生活困窮者に対する住居確保給付金の支給等を行ってきました。
- ◆ しかしながら、本県における刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、令和5年時点では5.8%となっており、全国平均の16.0%を下回っているものの、刑務所出所人員52人中3人の帰住先が見つからない状況でした。

[出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室]

【取組方針】

- ◇ 県においては、帰住先の確保に向け矯正施設入所中から支援を行うことで、対象者が出所した後も円滑に帰住先を確保できるよう努めるとともに、関係機関と綿密な連携をとりつつ各種支援施策を推進します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
岩手県地域生活定着支援センターによる支援 〔地域福祉課〕	犯罪をした者等のうち、高齢又は障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、更生保護や福祉等の関係機関・団体と連携して、社会復帰及び地域への定着支援を実施します。
岩手保護院改築への支援 (New) 〔地域福祉課〕	犯罪をした者等の生活基盤の確保に資するため、岩手保護院の改築を支援し、令和8年4月から供用開始予定です。
住居確保給付金の活用に向けた取組（生活困窮者自立支援制度） 〔地域福祉課〕	離職又はやむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって収入・資産等の要件に該当する者に対して、有期で家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を実施します。
住宅確保要配慮者への円滑な入居支援	居住支援協議会の活動を通じて保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な

〔建築住宅課〕	入居を促進します。
住宅セーフティネット制度の活用に向けた取組 〔建築住宅課〕	住宅セーフティネット制度について、賃貸住宅所有者及び宅地建物取引業者等に周知を図り、セーフティネット住宅及び居住サポート住宅の登録を促進し、帰住先を確保しやすい環境づくりを実施します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 更生保護施設以外の一時的な生活の場として、社会福祉法人やNPO法人などが運営する自立準備ホームを確保し、犯罪をした者等の特性に応じて適切な自立準備ホームに委託して支援等を実施するほか、寮が完備されている協力雇用主に協力を求め、就労と住居の一体的な提供に向けた支援を行います。
〔盛岡保護観察所、盛岡少年刑務所〕
- 帰住予定地設定委員会を開催することにより、帰住予定地における援助の参考となる情報を共有し、帰住予定地のない受刑者の帰住先の調整を実施します。
(New) 〔盛岡少年刑務所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例1、5、6を参照してください。

(2) 就労・生計の確保

【現状と課題】

- ◆ 生活に困窮している人や社会に十分に参入できない人は、“生きるために”罪を犯すことがあり、刑務所出所後において、立ち直りを決意していても、生計の基盤が確保されていなければ、社会生活を立て直すことができずに再犯に至る傾向にあります。また、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどが課題となっています。
- ◆ 県では、県立職業能力開発施設、ジョブカフェいわて及び障害者就業・生活支援センターにおいて、それぞれの対象に応じた就労支援を実施してきました。また、就業支援員による高校生へのキャリア教育や、一般就労が困難な生活困窮者への生活訓練等を実施してきました
- ◆ しかしながら、2023（令和5）年に刑事施設に入所した者で、犯罪時に岩手県に居住していた者のうち、犯罪時に無職であった者の割合は約77%であり、全国の集計における割合（67.8%）と比べると、高い値となっています。

〔出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、福祉と労働の各種支援制度の活用を推進することにより、対象者が、社会の一員として参加・復帰する上で必要な相談支援や訓練を展開します。また、収

入の道がない者に対しては、生計の基盤を確保するよう援助しつつ、あらゆる支援メニューを活用しながら、就労に向けた支援を実施し、自立助長を図ります。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
協力雇用主に対する入札優遇措置 〔建設技術振興課〕	保護観察所に登録した協力雇用主として、刑務所出所者等の雇用をしている事業主に対し、県独自の評価として技術等評価点数を加算する等の支援を実施します。
生活困窮者自立支援制度を活用した支援 〔地域福祉課〕	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施することにより、就労に向けた準備としての基礎能力の形成と自立を支援します。
生活保護制度を活用した自立支援 〔地域福祉課〕	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を促す等の支援を実施します。
障害者就業・生活支援センターによる支援 〔障がい保健福祉課〕	障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。
県立職業能力開発施設における職業訓練 〔定住推進・雇用労働室〕	県立職業能力開発施設において、就職のために必要な知識や技能の習得に向けた職業訓練を実施し、早期の就労に結び付けるための支援を実施します。
ジョブカフェ等を活用した若者等支援 〔定住推進・雇用労働室〕	ジョブカフェいわて等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者等の就職活動や職場定着支援を実施します。
就業支援員等による支援 〔定住推進・雇用労働室〕	学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援を実施します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

○ 刑務所被収容者等が釈放後の速やかな就職活動に繋がるよう、矯正施設、ハローワーク、就労支援事業所と連携し、矯正施設在所中から希望職種等を把握し、調整するなどの支援を実施します。

〔盛岡保護観察所、盛岡少年刑務所、岩手県就労支援事業者機構〕

- 保護観察対象者等の求職活動を後押しするため、協力雇用主に対する研修会を通じた情報提供や「就労・職場定着奨励金」等の各種制度の利用促進を図ります。
〔盛岡保護観察所〕
- 非行・犯罪歴のある者等を雇用した事業主の依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、問題行動の分析や対応についての相談・助言を実施します。
〔盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて〕
- 在院者に対する各種職業指導を実施しているほか、盛岡保護観察所及びハローワークと連携した就労支援を実施します。
〔盛岡少年院〕
- 受刑者への勤労意欲の向上を図るため、一般企業等の協力を得て、実践的な職場体験を実施します。(New)
〔盛岡少年刑務所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例3、7、13、14を参照してください。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者への支援

【現状と課題】

- ◆ 一般的に、高齢者や障がいのある者など福祉的ニーズを有する者への支援は大変重要です。しかし、犯罪をした者について、福祉的支援が必要な状態であると見込まれるにも関わらず、本人からの援助希求がない等により保健医療・福祉サービスに繋がらない場合があること、また、社会福祉施設等が犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担がかかる傾向にあることが課題となっています。
- ◆ 県地域生活定着支援センターが、高齢又は障がいのため、矯正施設退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対し、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、高齢又は障がいのある者への相談対応等の支援を行ってきました。また、対象者への支援の担い手となる他の関係機関の職員の対応力向上を図ってきました。
- ◆ しかしながら、2023（令和5）年に刑事施設に入所した者で、犯罪時に岩手県に居住していた者のうち、年代構成別では65歳以上の者の割合は約22%であり、また、精神障がいありの割合は約9%となっています。65歳以上の者は、全国の集計における割合（14.3%）と比べると高い値となっており、うち2年以内再入率は、全世代で47.5%であるのに対し、65歳以上は55.5%と高く、精神障がいありは71.4%と高い値となっており、福祉的ニーズのある者を保健医療・福祉サービスの利用に繋がられていないのが実情となっていると考えられます。

〔出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、保健医療・福祉サービスの利用の促進について、関係機関と綿密な連携をとりつつ各種支援施策を推進します。支援に当たっては、対象者が出所した後

も円滑に福祉サービスを利用できるよう、矯正施設入所中から関係機関と連携して支援に取り組むとともに、市町村が第一義的な支援主体となっている分野においては、県から市町村への支援を行うことにより、地域における担い手不足等の課題解決と、支援の質が維持されるよう取組を推進します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
岩手県地域生活定着支援センターによる支援 〔地域福祉課〕	高齢又は障がいのため、矯正施設出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うほか、起訴猶予者等の社会復帰支援についても、地域社会における理解を促進するため、円滑な調整等に向けた活動の支援を実施します。
生活困窮者への包括的な支援（生活困窮者自立支援制度） 〔地域福祉課〕	福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において各種任意事業と併せて包括的な支援を実施します。
地域包括ケアシステムの深化・推進 (New) 〔長寿社会課〕	住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援するため、地域包括ケアシステムの構築・促進、地域包括支援センターの充実・強化に向け、人材の育成や研修等市町村域への支援を実施します。
介護サービス基盤の整備、人材育成 (New) 〔長寿社会課〕	介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくりのため、市町村や関係団体等が行う介護人材の確保・定着等の取組の支援、居宅サービスの提供体制の充実に向けた支援、介護保険施設の計画的な整備への支援等市町村域への支援を実施します。
障害福祉サービスの充実、人材育成 (New) 〔障がい保健福祉課〕	障がい者が地域で必要な支援を受けられるよう在宅保健福祉サービスや施設入所サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉人材の育成のため、相談支援従事者研修の実施等市町村域への支援を実施します。
こころの相談支援の取組 〔障がい保健福祉課〕	岩手県精神保健福祉センターにおいて、精神疾患やひきこもり等などの相談に応じる「こころの相談電話・面接相談」や、精神保健福祉に携わる支援者向け研修を実施します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、高齢者や障がいのある者等を一時的に受け入れ、関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの調整等を行うほか、特別調整により岩手県地域生活定着支援センターと連携した支援を行います。〔盛岡保護観察所〕
- 高齢又は障がいのために自立した生活をするのが困難である者に対し、関係機関と連携して、福祉サービスの調整等を行います。〔盛岡少年刑務所〕
- 高齢で身寄りのない受刑者に対し、社会福祉士の資格を有する職員が、帰住先の地方自治体及び保護観察所と連絡調整し社会復帰支援を実施します。(New)〔盛岡少年刑務所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例 1、2 を参照してください。

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状と課題】

- ◆ 薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があり、本人だけでなく、家族や友人など周りの人が依存症について正しい知識と理解を持ってもらえるよう、国、地方公共団体、民間団体等の関係機関がそれぞれの役割のもと、普及活動していくことに加え、依存症からの回復に向けて、地域の保健医療機関等に繋いで、早めに治療や支援を実施していくことが必要です。
- ◆ 県では、精神保健福祉センターにおいて、対象者への薬物依存症に関する相談支援や回復支援とともに、家族への支援を行ってきました。また、学校、警察等との連携により、薬物乱用に関する広報を行ってきました。
- ◆ しかしながら、令和5年度における岩手県内の薬物事犯者のうち、再犯者率は54%であり、刑法犯総数の再犯者率(48%)と比べると、高い値となっています。

〔出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、対象者の薬物依存等の回復に向け、本人や親族等が相談できる環境を整備しつつ、薬物乱用防止にかかる啓発を展開し、社会全体の薬物乱用防止に関する規範意識の醸成に努めます。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
依存症者への支援 〔障がい保健福祉課〕	精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談支援や回復支援プログラムを実施するとともに、薬物依存症である者の家族が、依存症についての正しい知識と対処法を習得するための家族教室を開催します。
薬物乱用者の検挙等取締りの推進 〔警察本部〕	取締りを通じた、違法薬物の流通阻止、密売組織や末端乱用者の検挙を推進します。

薬物乱用防止指導員による啓発活動 〔健康国保課〕	地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員を活用し、各種会合等での啓発活動を実施します。
広く県民を対象とした啓発講座 〔健康国保課〕	(一社) 岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象とした医薬品等の適正使用や薬物乱用に関する啓発講座を実施します。
県薬物乱用対策推進本部の設置による取組 〔健康国保課〕	岩手県薬物乱用対策推進本部を設置し、各関係機関・団体の情報交換等による連携の充実・強化を図り、薬物乱用防止対策を推進します。
薬物に関する相談窓口の設置 〔健康国保課〕	地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、県内9保健所に窓口を設置します。
学校等における薬物乱用防止教室講習会の開催 〔保健体育課〕	児童生徒が生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
警察官等の派遣による薬物乱用防止教室の開催 〔警察本部〕	警察官等を小・中・高・その他の学校や地域の諸行事に派遣し、薬物乱用防止に関する広報を実施します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 薬物乱用の問題を抱える保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づくプログラムを実施するほか、薬物検出検査の実施により、断薬意思の強化を図ります。
〔盛岡保護観察所〕
- 地域支援連絡協議会等を通じて、関係機関と連携して薬物乱用の問題を抱える者への地域支援体制を整備し、地域移行を促すほか、そうした者の家族を対象とした支援を実施します。
〔盛岡保護観察所〕
- 関係機関と連携した薬物依存離脱指導プログラムの実施等により、出所後の支援体制の強化を図ります。また、県内の薬物支援に携わる団体や支援者（公的機関・医療機関・民間支援団体等）を中心とした協議会を開催し、各団体の課題と取り組みを共有し、薬物依存に陥ってしまった人たちへの支援方法や連携体制について協議します。
〔盛岡少年刑務所、盛岡保護観察所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例4を参照してください。

3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

(1) 修学支援

【現状と課題】

- ◆ 社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多いのが実情とされています。子どもが退学等により社会での適当な居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないよう、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- ◆ 県では、修学支援が必要な子ども・家庭を把握した場合の相談支援や、学校内での教育相談、低所得世帯が安心して教育を受けられるよう教育費の負担軽減支援等を行ってきました。
- ◆ しかしながら、2023（令和5）年に刑事施設に入所した者で、犯罪時に岩手県に居住していた成人の最終学歴をみると、32.9%は高等学校に進学しておらず、19.5%は高等学校を中退しており、計52%が高卒未満となっています。

〔出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、修学支援が必要な子どもの把握に努めるとともに、関係機関と綿密な連携をとりつつ、修学を継続できるよう各種支援施策を推進します。また、生活に困窮している世帯の子どもの高校進学率の向上を図るための学習支援を行います。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
低所得世帯への修学支援 〔教育企画室〕	安心して高等学校の教育を受けられるよう、低所得世帯における教育費負担を軽減する事業を実施します。（県立高校）
一定所得未満の世帯への修学支援 〔学事振興課〕	安心して教育を受けられるよう、高等学校等修学支援金制度等を着実に実施するとともに、一低所得未満の世帯における授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金支給事業を実施します。（私学）
教育相談の実施 〔学校教育室〕	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、専門家による教育相談を実施します。
生活困窮世帯の子どもの学習支援（New） 〔地域福祉課〕	子どもがいる生活困窮世帯について、学習・養育に係る支援方法等についての親等への助言及び指導により、高等学校進学率の向上に努めます。
子ども・家庭への支援 〔子ども子育て支援室〕	修学支援が必要な子ども・家庭に対しては、市町村要保護児童対策地域協議会による支援を中心とし、適宜、児童相談所による専門的な指導、相談支援等を実施します。

関係機関の主な取組状況

- 復学が見込まれる少年院在院者の生活環境調整において、保護観察官や保護司が学校と調整し、復学に向けて支援を行うほか、保護司と児童生徒が非行について考える交流会を実施します。〔盛岡保護観察所・岩手県保護司会連合会〕
- 県教育委員会と連携した通信制高等学校教育（特別教科指導）等の実施により、再犯防止及び出所後の円滑な社会復帰に必要な修学支援を行います。〔盛岡少年刑務所〕

(2) 非行の防止

【現状と課題】

- ◆ 非行の防止にあたっては、非行のリスクを抱えている子どもが非行に至ることを未然に防ぐ観点から、地域の子どもや保護者が有する困難・課題に地域社会が気付き、これを地域の課題として、より多くの関係機関等が連携しながら支援を行っていく必要があります。

〔令和5年犯罪白書の特集「非行少年と生育環境」〕

- ◆ 県では、子どもや若者を取り巻く各機関において、子どもや若者の生活環境、家庭環境等に応じた相談支援を行ってきました。また、非行防止教室の開催による子どもの規範意識の向上や居場所づくりにより、非行の未然防止を図ってきました。
- ◆ しかしながら、岩手県における刑法犯少年の検挙人員は、人口当たりでの発生件数については全国平均を下回っているものの、令和6年度における岩手県内の保護観察処分少年の再処分率は22.2%であり、全国の集計における割合（20.5%）と比べると、高い値となっています。

〔出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、生活環境や家庭環境の変化に対応した児童や若者への相談対応等各種支援施策を推進します。また、課題の把握の端緒となることが多い市町村への支援を実施することにより、非行の未然防止を一層推進します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
非行を生まない社会づくり 事業の推進 〔警察本部〕	嘱託精神科医と連携し、個々の少年に対し、その特性に応じた非行防止の支援を行います。また、警察職員を小・中・高等学校等に派遣し、非行防止教室を開催します。
防犯、少年非行防止事業の 推進 〔警察本部〕	少年サポートセンターにおいて、電話やメールで相談を受け付けるほか、各警察署等において、24時間体制で警察安全相談を受け付けます。
青少年を被害・非行から守	「青少年を被害・非行から守る県民大会」の開催に

<u>る県民大会の開催</u> 〔若者女性協働推進室〕	より、県内各地で青少年育成に取り組む関係機関・関係者が一堂に会し、非行防止にかかる機運を醸成するとともに、青少年への理解を更に深め、被害・非行防止活動を推進します。
生活困窮者への包括的な支援（生活困窮者自立支援制度）（New）〔地域福祉課〕	福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種任意事業と併せて包括的な支援を実施します。
市町村の児童相談体制整備等への支援（New） 〔子ども子育て支援室〕	市町村子ども家庭センターの設置促進や運営支援、研修による人材育成等、児童相談体制整備等に向けた市町村への支援を実施します。
児童相談所における児童相談の取組推進 〔子ども子育て支援室〕	児童相談所において、非行や家庭内の課題等に関する適切な相談支援を実施し、非行の防止が図られるよう支援を実施します。
地域若者サポートステーションとの連携 〔若者女性協働推進室〕	学校、警察、地域若者サポートステーション、矯正・保護施設等の関係機関が連携しながら、非行から立ち直ろうとする青少年に対し、ニーズに応じ、就労や生活面での相談・支援を実施します。
子ども・若者総合相談の取組推進（New） 〔若者女性協働推進室〕	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を効果的に行うためのネットワークを構築し、子ども・若者総合相談センター及び関係機関における相談対応の充実・強化を推進します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況	
○	少年院や更生保護施設の訪問、地域の防犯活動への参加など、地域の犯罪防止のための幅広い活動を行います。 〔岩手県更生保護女性連盟〕
○	犯罪・非行に陥った子どもや若者の立ち直りを支援することを目的として、同じ目線で相談・助言等を行う「ともだち活動」をはじめ、学習支援ボランティア活動等の地域活動を行います。 〔岩手県BBS連盟〕
○	本人や保護者等を支援する関係機関・団体からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、事例検討会（ケース会議）等の場において、再発防止に向けての相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案等を行います。また、児童・生徒に向け、非行防止講座（出前授業）などを行います。 〔盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例8、11、12を参照してください。

4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

(1)一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援

【現状と課題】

- ◆ ストーカー、DV、性犯罪等は、専門的な支援がなければ、その状況から脱却することが難しい傾向にあり、そのため、被害者の心情や置かれている状況を踏まえつつ、これらの犯罪をした者に対しては、その特性に応じた再犯防止の支援が必要です。
- ◆ 県では、各種会議の活用による情報共有、意見交換や、ストーカー加害者に対する禁止命令等の取組、配偶者等に対する再発防止指導等による暴力の防止、性犯罪者に対する所在確認等の取組、暴力団からの離脱支援等再犯リスクが高い者に対する支援を行ってきました。
- ◆ しかしながら、令和6年は、全国において、ストーカー事案の相談等件数（19,567件）は高止まりとなっており、配偶者からの暴力事案の相談等件数（94,937件）は統計上過去最多となっています。また、不同意わいせつ、不同意性交等及び性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数も統計上最多です。

また、全国の令和5年における2年以内再入率は、傷害・暴行が15.6%、性犯罪が5.1%と高い値になっています。

〔出典：警察庁生活安全局人身安全・少年課〕

【取組方針】

- ◇ 県においては、より専門的な支援が必要な者について、犯罪に至る背景やその者が有する特性を踏まえ、警察による取組の他、保護観察所や医療機関等で行われる取組について、各関係機関で情報を共有し、意見交換する等して連携を図っていきます。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
ストーカー加害者に対する禁止命令等 〔警察本部〕	反復してストーカー行為に及ぶおそれのある加害者への禁止命令のほか、ストーカー加害者に対する地域精神科医療との連携を図ります。
ストーカーに関する啓発等 〔警察本部〕	学校や地域、職場等を単位とした防犯教室等の機会を捉え、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育・啓発を実施します。
DV加害者に対する指導等 (New) 〔警察本部〕	取締りを通じた、DV加害者の再犯防止指導や検挙を推進します。
性犯罪の再犯防止措置等 〔警察本部〕	子ども対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容された者に対し、再び同種犯罪を起こさせないことを目的に、再犯防止措置対象者として一定期間、継続的な所在確認等を実施します。
暴力団組織から離脱を希望する者への相談対応	離脱の意志を有する暴力団構成員等からの相談対応や保護対策、矯正施設における面接・指導等を行い、

〔警察本部〕	暴力団組織からの離脱実現に向けた支援を実施します。
<u>暴力団組織からの離脱に向けた支援の充実を図る取組</u> 〔警察本部〕	暴力団組織からの離脱及び社会への復帰・定着化に向けた支援の充実を図るため、岩手県暴力団追放推進センターや矯正施設・保護観察所等の関係機関・団体との定期的な情報交換や協議の場を設け、連携体制の構築を図ります。
<u>各種会議の活用による情報共有、意見交換等 (New)</u> 〔地域福祉課〕	県再犯防止推進連絡協議会や、地域生活定着支援センターによる専門部会等関係機関が多数参集する会議において、各機関で実施されている専門的なプログラム等の取組に関する情報を共有し、意見交換を行いつつ、連携を図ります。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 性犯罪者、暴力事犯者等に対して、その特性に応じた専門的処遇プログラムを実施するなどして、指導や支援を実施します。〔盛岡保護観察所〕
- 犯罪被害者等の申出により、被害に関する心情等を聴取し、希望があれば、保護観察中の加害者に心情を伝達する制度（心情等聴取・伝達制度）を通じて、被害者に対する支援を実施します。
また、保護観察中の加害者に対しては、しょく罪指導を行うなどして、被害者の視点を取り入れた指導を実施します。〔盛岡保護観察所〕
- 本人や保護者等を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再発防止に向けて相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案、事例検討会（ケース会議）への参加等を行います。〔盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて〕
- 中学校在学中で高校進学希望者に対する在籍中学校との進学情報交換等の連携のほか、高校進学及び復学希望者に対する修学支援情報の提供を実施します。また、本人の非行歴、行動等の問題傾向の特性に応じた、家族、暴力、薬物、性非行等に類型した指導プログラムを実施します。〔盛岡少年院〕
- 一般改善指導として、就労準備指導、被害者心情理解指導等の社会復帰支援等の指導を実施しているほか、特別改善指導として、暴力防止指導や性犯罪防止等を実施しています。〔盛岡少年刑務所〕
- 拘禁刑下における矯正処遇は、作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせた処遇を行うことが求められるため、これらを効果的かつ効率的に実施していくため、個々の受刑者の必要性に応じて、矯正処遇課程に基づく指導を実施します。〔盛岡少年刑務所〕

○ 心身の障がい等により一般就労と福祉的支援の狭間にある若年層の受刑者を対象にした「認知機能維持・向上プログラム」を実施することにより、出所後の継続的な就労と円滑な社会復帰に必要な認知機能及び社会適応能力の向上を図ります。
[盛岡少年刑務所]

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例 4 を参照してください。

5 民間協力者の活動の促進等

(1) 民間協力者の活動の促進及び連携

【現状と課題】

- ◆ 保護司を始めとする民間協力者が高齢化し、減少傾向となっているため、活動に必要な体制の確保に支障が生じつつあります。また、協力雇用主についても、介護福祉等の様々な就労ニーズに対応するため、多様な主体の参画が必要です。
- ◆ 県では、更生保護関係団体等の民間協力者が再犯防止と普及啓発を目的として開催する各種大会、研修会、リーフレット作成等に対して、協力や後援等により支援する他、少年警察ボランティアとの情報交換・情報共有等を行ってきました。

【参考】県内で活動する運動や団体

団体・運動等	代表者	規模	活動内容
“社会を明るくする運動”岩手県推進委員会	委員長 達増 拓也	11,189 人 (R6 年度)	県内各地で少年の非行防止や更生保護思想の普及のため、啓発活動等を実施する団体
岩手県保護司会連合会	会長 山内 隆文	構成員数 624 名 (R7.1.1)	刑務所出所者等の生活指導等を行う法務省が委嘱したボランティア団体
更生保護法人岩手保護院	理事長 吉田 大信	収容定員 13 名 (R8.4 月 用開始予定)	犯罪や非行をした人で住居のない人に一時的な宿泊場所の提供等の支援を行う民間団体
岩手県更生保護女性連盟	会長 大槻 静子	構成員数 1,688 名 (R7.6.1)	更生支援活動等を行う女性ボランティア団体
岩手県 B B S 連盟	会長 玉木 春香	構成員数 122 名 (R7.1.1)	非行少年等の立ち直りを支援する青年ボランティア団体
岩手県更生保護協力事業主連絡協議会	会長 芦名 鉄雄	構成員数 578 名 (R6.4.1)	刑務所出所者等の就労支援に協力する事業主が連携して活動するための団体
認定特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構	会長 鎌田 英樹	会員数 147 社 (R8.1.1)	協力雇用主の拡大を図るとともに、協力雇用主への支援や研修を実施する団体

- ◆ しかしながら、本県においては、令和 7 年 1 月現在の保護司数は 624 人で、充足率

は93.6%となっています。また、年代別構成では、60歳代が43.3%、70歳代が37.8%となっており、平均年齢は65.8歳となっています。更生保護女性会員数は、年々減少傾向にあり、平成30年には2,442人でしたが、令和6年は1,935人となるなど担い手の確保が課題となっています。そのような中、協力雇用主については、県内事業者や各更生保護関係団体の協力により年々増加しており、平成30年では497人でしたが、令和6年には578人となりました。

[出典：令和7年岩手の更生保護]

【取組方針】

- ◇ 県においては、更生保護関係団体等が主催する各種大会や研修会等に協力し、また、各団体との緊密な連携のもと、保護司の担い手不足等の課題の解消に向けた支援等の民間協力者による更生保護活動の促進が図られるよう支援します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
更生保護関係団体の活動支援 〔地域福祉課〕	更生保護関係団体等が再犯防止への理解と普及啓発を目的として開催する各種大会や研修会等の活動を支援することにより、更生保護活動の推進を図ります。
保護司の活動に対する理解の増進・表敬 〔地域福祉課〕	更生保護活動を通じて犯罪をした者の更生等に貢献した保護司に対し、その功績により知事感謝状の贈呈を行います。
協力雇用主の取組に対する理解の増進 〔地域福祉課〕	岩手県更生保護協力事業主連絡協議会が主催する事業への協力等により、協力雇用主の取組の増進を図ります。
岩手保護院改築への支援 (New) 〔地域福祉課〕	犯罪をした者等の生活基盤の確保に資するため、岩手保護院の改築を支援し、令和8年4月から供用開始予定です。
少年警察ボランティアとの情報交換 〔警察本部〕	少年警察ボランティアとの情報交換・情報共有を積極的に行い、非行少年の抱える問題の把握と支援に繋がります。
防犯ボランティアの活動支援 〔警察本部〕	県内の防犯ボランティア団体を対象とした研修会を開催し、防犯情報を提供すること等を通じて防犯ボランティア団体による犯罪予防活動を支援します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 更生保護サポートセンターの設置等により、保護司の保護観察対象者との面接場所や保護司組織等の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地

域の関係機関等との連携を促進し、その活動を支援します。
 [盛岡保護観察所]

○ 更生保護団体と連携した地域貢献活動や市町村、企業等と連携した刑務作業製品即売会等を実施することにより、更生保護ボランティアに関する理解の促進や更生支援・再犯防止に対する理解の促進を行います。
 [盛岡少年刑務所]

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例 5、9、10、11、12、13、14 を参照してください。

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

- ◆ 犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することがないように、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援していくことができるような地域づくりに対する県民理解を増進していくことが重要です。
- ◆ 県では、知事が「社会を明るくする運動」岩手県推進委員会」委員長に就任するとともにこの運動に参画し、再犯防止を始め、少年の非行防止や更生保護思想の普及を図っています。
- ◆ しかしながら、令和 6 年 10 月に実施した希望郷いわてモニターアンケートで、岩手県再犯防止推進計画の認知度は 22.4%にとどまったことから、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではないため、こうした運動やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

【取組方針】

- ◇ 県においては、再犯の防止等に関する取組が、社会全体を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とすることについて、各種運動への参画や第 2 期県計画の周知等を行うことによって、再犯防止の取組が、県民にとって身近なものであることを広報・啓発します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
社会を明るくする運動への参画 [地域福祉課]	少年の非行防止や更生保護思想の普及のため実施されている“社会を明るくする運動”に参画し、その活動を支援します。
岩手県再犯防止推進計画の広報・啓発 [地域福祉課]	第 2 期県計画について、冊子配布の他、電子媒体等を通じて広報啓発に取り組みます。
防犯ボランティア等との季節運動 [警察本部]	地域安全運動等の季節運動を通じて、防犯ボランティア団体との連携を強化し、犯罪予防活動を推進します。
地域安全活動の促進 [消防安全課]	安全安心まちづくり県民大会の開催や、防犯ボランティア団体等の顕彰により、地域ぐるみで犯罪を防止

する地域安全活動を促進します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- “社会を明るくする運動”での広報啓発活動の実施や、関係機関や学校等での保護観察官等による出前講座等を通じて、犯罪予防や更生保護の活動に関する理解の促進を図ります。
〔盛岡保護観察所〕
- 非行・犯罪の防止に関心のある方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、非行・犯罪歴のある者等の特性や行動傾向についての理解や非行・犯罪の防止に向けた対応等に関する研修や講義を行います。また、児童や生徒に向けた、非行防止講座（出前授業）なども行います。
〔盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて〕
- 盛岡矯正展を開催することにより、刑務作業製品の展示、刑務所や少年院及び鑑別所の取組紹介、自治体の個別ブースにおいて広報活動を実施します。
〔盛岡少年刑務所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例 15 を参照してください。

6 市町村への支援とネットワークの構築 (New)

(1) 市町村への支援とネットワークの構築

【現状と課題】

- ◆ 第二次国計画では、市区町村の役割について、福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、地域住民に最も身近な基礎自治体として適切にサービスを提供するよう努めることが定められました。
- ◆ 市町村が、犯罪をした者を地域で受け入れ支援を実施していくためには、再犯防止に資する各種施策の総合的な推進や、実施施策の明確化を図ることが重要であり、そのためには、各市町村において、地方再犯防止推進計画を策定し、各市町村自らの計画として位置付けることが重要です。
- ◆ 県内市町村で、地域再犯防止推進計画を策定しているのは、令和8年3月31日時点で、81%の27市町村であり、全国の市町村（約54%）と比べると、高い値となっています。

【取組方針】

- ◇ 福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者が、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村において、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、県においては、市町村を初めとする福祉の行政機関への支援を実施します。

【具体的施策】

事業・取組名	事業・取組内容
<u>いわて再犯防止推進事業の 実施</u> 〔地域福祉課〕	いわて再犯防止推進事業の実施により、市町村職員への施策の企画立案支援、理解促進、人材育成等に取組みます。
<u>岩手県地域生活定着支援センターによる地域支援</u> 〔地域福祉課〕	県地域生活定着支援センターによる刑事司法関係機関と市町村等との会議開催等により、関係機関のネットワーク構築を図ります。
<u>重層的支援体制整備事業による市町村支援</u> 〔地域福祉課〕	地域住民が抱える複合的な課題に対応するため、市町村における包括的な支援体制の整備を支援するとともに、市町村が実施する重層的支援体制整備事業に要する経費を助成します。
<u>生活困窮者自立支援制度上の市町村支援</u> 〔地域福祉課〕	生活困窮者自立支援制度の市町村支援事業の実施やブロック会議等の実施により、同制度対象者等の生活基盤の確保等、各種施策の実効性を高める体制構築のため、市町村や自立相談支援機関への支援を実施します。
<u>生活保護法施行上の福祉事務所支援</u> 〔地域福祉課〕	生活保護法施行事務監査や各種研修等を通じて、最低限度の生活を保障する必要のある犯罪をした者が、速やかに生活保護の申請・受給に至り、安定した生活基盤を確保できるよう福祉事務所への支援を実施します。

※ 下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

関係機関の主な取組状況

- 更生保護に関する専門的知識を活用し、支援機関等を対象に、支援対象者への対応に関する助言や、対応が困難な事例に関する研修や事例検討等を行います。
また、市町村と協力して再犯防止に係る広報活動を行います。

〔盛岡保護観察所〕

※ 具体的な取組事例については、巻末資料の取組事例 16 を参照してください。

第4章 推進体制

1 岩手県再犯防止推進連絡協議会

第2期県計画の策定にあたっては、国、民間協力者等からなる「岩手県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、意見聴取等を行いました。

区分	機関
司法関係	盛岡保護観察所
	盛岡少年刑務所
	盛岡少年院
	盛岡地方検察庁
	盛岡少年鑑別支所
	岩手県警察本部
	岩手弁護士会
更生保護関係	岩手県保護司会連合会
	更生保護法人 岩手県更生保護協会
	更生保護法人 岩手保護院
	認定NPO法人 岩手県就労支援事業者機構
	岩手県更生保護協力事業主連絡協議会
医療・保健 関係	国立病院機構花巻病院
	岩手県県央保健所
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
行政関係	盛岡市保健福祉部地域福祉課
	岩手県精神保健福祉センター
学識経験者	公立大学法人岩手県立大学
委託機関	岩手県地域生活定着支援センター
岩手県	岩手県保健福祉部

県民の皆様へ

岩手県では、犯罪で検挙される人の約半数が再犯者です。

再犯の多くは、新たな被害を生みます。

その被害は、被害者本人、家族や周囲の人々だけでなく、犯罪をした者の家族等にも深い悲しみや苦しみをもたらします。

これは、誰かのことや、決して遠い世界の話ではなく、私たち一人ひとりの暮らしに直接繋がる問題です。

もし再犯が一切なくなったら、あなたやご家族、大切な人が被害に遭う可能性は半分以下になります。

私達、本協議会を始めとする構成機関や団体は、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、国、地方自治体、民間協力者等の関係機関と連携し、犯罪をした者に対して、再び罪を犯さないよう支援を行っています。

再犯を防ぐことは、誰かの人生を立て直すきっかけとなるだけでなく、あなたや大切な人の未来の被害を防ぎ、そして、被害による深い悲しみや苦しみを避けることなのです。

県民一人ひとりの理解と関心が、再犯防止の推進力となり、岩手の安全・安心な未来を守る大きな一歩となります。

この計画をご覧になる皆様には、再犯防止というテーマについて、少しでも身近な問題として受け止めていただければ幸いです。

令和8年3月 岩手県再犯防止推進連絡協議会

巻末資料

➤ 取組事例

事例	取組内容	取組団体	推進方向	頁
1	岩手県地域生活定着支援センター	岩手県	1、2	37
2	特別調整による司法と福祉の連携	盛岡保護観察所、岩手県地域生活定着支援センター	2	38
3	入所者への職業訓練、就労支援指導	盛岡少年刑務所	1	39
4	専門的処遇プログラム（性犯罪、薬物乱用等）	保護観察所	2、4	40
5	更生保護施設 (New)	岩手保護院	1、5	41
6	自立準備ホーム	盛岡保護観察所	1	43
7	矯正就労支援情報センター室の就労支援	東北矯正管区	1	44
8	非行、犯罪行為への相談対応等	法務少年支援センター	3	45
9	岩手県保護司会連合会の取組	岩手県保護司会連合会	5	46
10	保護司の活動体験談 (New)	保護司	5	48
11	犯罪予防活動、更生支援活動、活動体験談 (New)	岩手県更生保護女性連盟、各地区更生保護女性の会	3、5	50
12	ともだち活動（非行防止活動）、活動体験談 (New)	岩手県BBS連盟	3、5	51
13	協力雇用主への各種支援制度	盛岡保護観察所、岩手県就労支援事業者機構	1、5	52
14	協力雇用主の雇用体験談	協力雇用主	1、5	53
15	“社会を明るくする運動”の活動	盛岡保護観察所、更生保護関係団体、各市町村、県等	5	54
16	いわて再犯防止推進事業 (New)	岩手県	6	55

➤ 再犯の防止等の推進に関する法律

➤ （参考1）成人による刑事事件の流れ、（参考2）非行少年に関する手続きの流れ

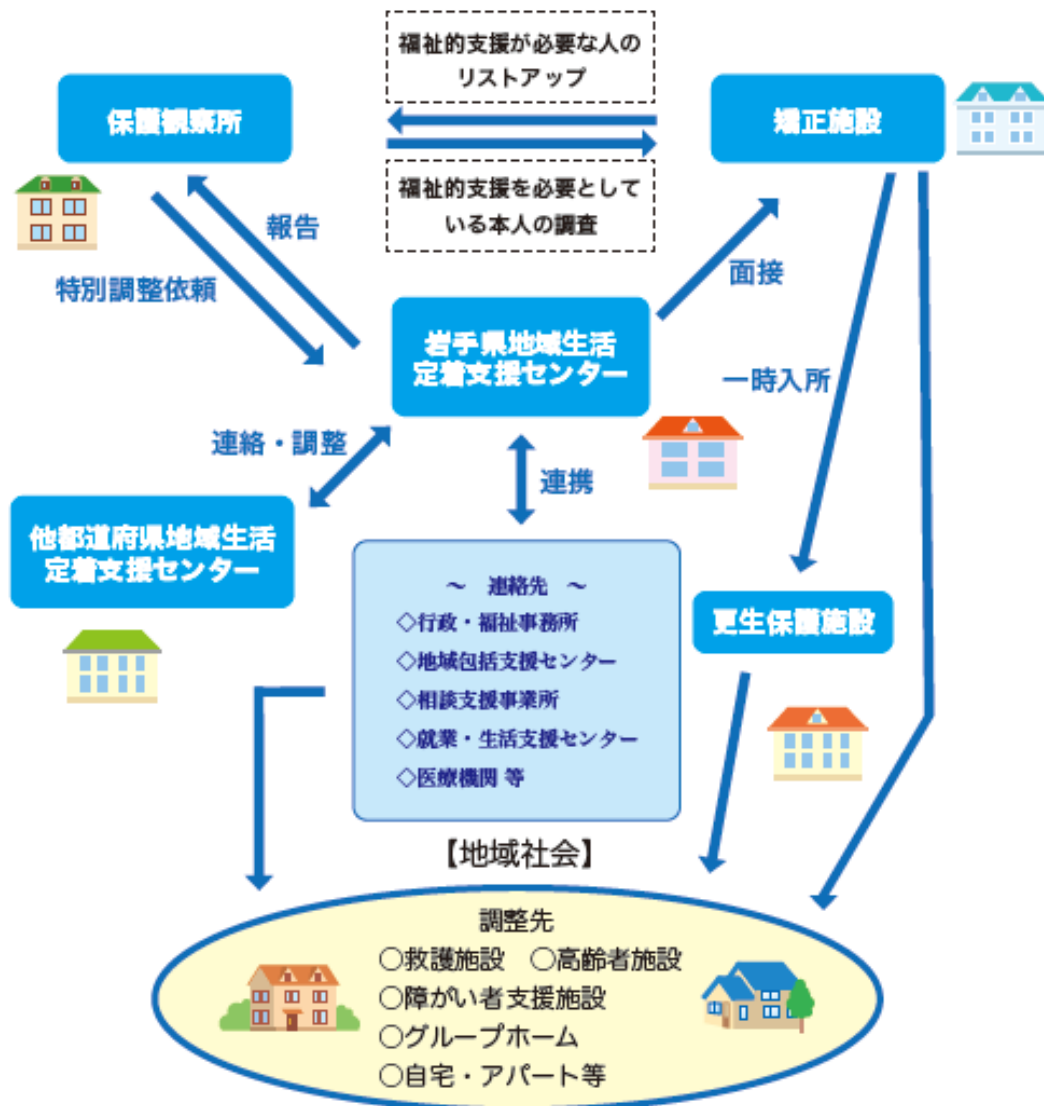
➤ 用語説明

【推進方向 1、2 関連】

取組事例 1 <<岩手県地域生活定着支援センター>> (岩手県)

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている者のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない者等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。

そのため、岩手県地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。

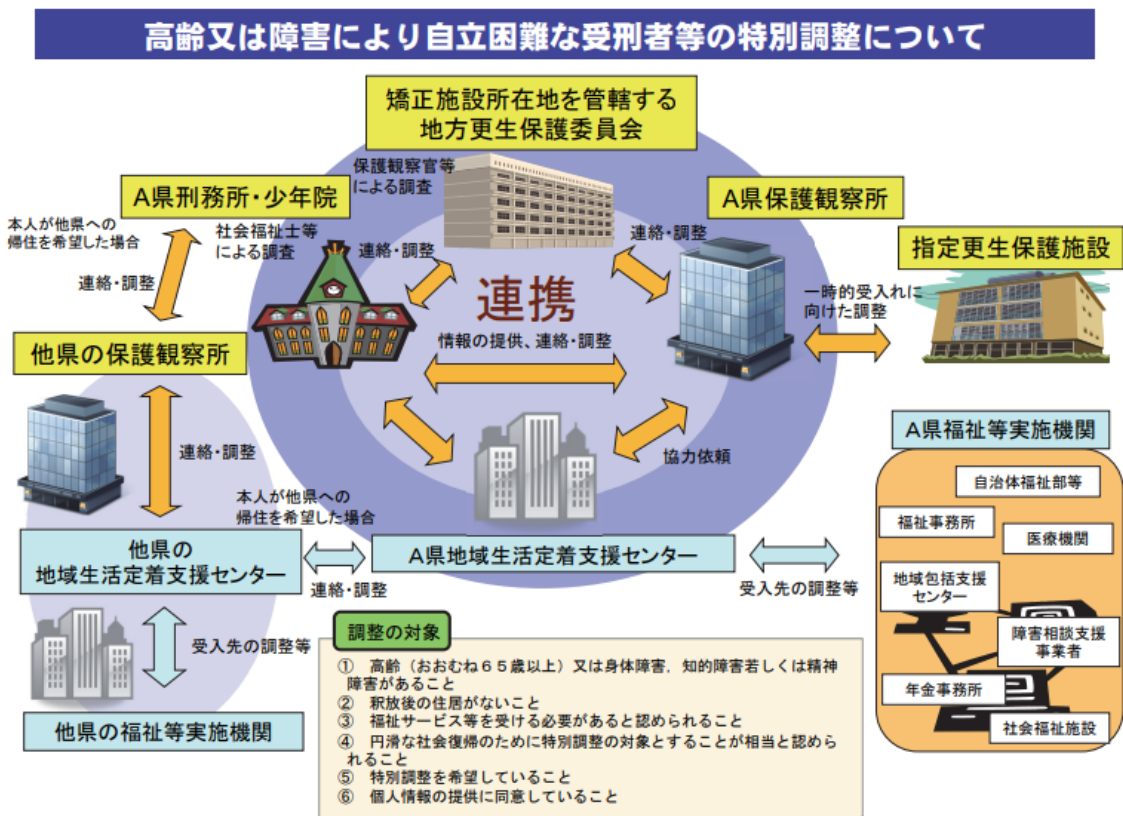


【推進方向 2 関連】

取組事例 2 << 特別調整による司法と福祉の連携 >>

(盛岡保護観察所、岩手県地域生活定着支援センター)

法務省及び厚生労働省は、平成 21 年（2009 年）4 月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。



出典：法務省資料による。

出典：令和 6 年版再犯防止推進白書

【推進方向 1 関連】

取組事例 3 《入所者への職業訓練、就労支援指導》（盛岡少年刑務所）

刑務所内で、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させるため、職業訓練や就労支援指導を行っています。

また、協力雇用主等から就労に役立つ職業訓練の意見を聴取する職業訓練見学会を実施しています。

＜職業訓練＞

- ・自動車整備科
- ・ビル設備管理科
- ・溶接科
- ・農業科（園芸過程）
- ・ビジネススキル科

《自動車整備科》



《農業科（園芸過程）》



＜一般改善指導＞

- ・被害者心情理解指導
(特殊詐欺事犯者指導)
- ・行動適正化指導
(アルコール依存回復プログラム、ギャンブル等依存症回復プログラム等)
- ・自己啓発指導
(音楽鑑賞、絵画クラブ、読書指導)
- ・自己改善目標達成指導
- ・体育指導
(工場対抗ティーツフトボール大会、工場対抗卓球大会)
- ・行事等
(運動会、高村光太郎祭、高校入学等)

＜特別改善指導＞

- ・薬物依存離脱指導
(暴力団離脱指導)
- ・性犯罪再犯防止指導
- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・交通安全指導
- ・暴力防止指導

【推進方向 2、4 関連】

取組事例 4 《専門的処遇プログラム（性犯罪、薬物乱用等）》（保護観察所）

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施しています。

専門的処遇プログラムには、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムがあり、保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを義務付けています。

性犯罪再犯防止プログラム

対象

罪名に、不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪が含まれる者（未遂を含む）又は罪名にかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗（窃盗）、性的欲求が動機の住居侵入など）

薬物再乱用防止プログラム

対象

犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれ、これら薬物の使用経験がある者
プログラムに合わせて、定期的に簡易薬物検出検査を実施

暴力防止プログラム

対象

犯罪事実に傷害、暴行、強盗等の暴力犯罪が含まれ、かつ、暴力犯罪の前歴を有するなど、暴力犯罪を繰り返している者

飲酒運転防止プログラム

対象

犯罪事実に、危険運転致死傷、過失運転致死傷、酒酔い運転などの交通犯罪が含まれる者（飲酒運転によるものに限る）

【推進方向 1、5 関連】

取組事例 5 《更生保護施設》（岩手保護院）

更生保護施設は、犯罪や非行をした人を保護し、処遇や支援を通じてその再犯を防止するとともに社会復帰を促進するという重要な役割を担っています。更生保護施設への入所を希望する人の中には累犯者、各種の障害や依存がある人、高齢者など社会適応上の課題を抱える人もいます。保護を必要とする人を可能な限り受け入れるとともに、社会適応上の課題を抱える人たちを積極的に受け入れて、施設利用者が、社会に適応できるように必要な支援を実施していくことが更生保護施設の役割と言えます。

当院では、矯正施設退所者等の入所をきっかけとし、施設退所後、社会生活に円滑に適応するよう各種支援を行っておりますので、以下、支援内容を紹介します。

1 各種手続き

施設利用者が必要な行政サービスを受けたり、就職したりするための要件を整えるためには、マイナンバーカードの取得や変更、住民票の変更、運転免許証の更新、健康保険や年金の手続きなどの各種手続きが必要です。施設利用者の中には、住民登録が抹消されている（職権削除）人もいますので、社会復帰後、最初に行うのが行政サービスを受けることができる環境を整えます。

2 就労関係

就労可能な人の場合は、自立することの大切さや、就労についての現実認識を持たせるための助言をし、求職活動と自立資金を貯蓄することができるように支援します。施設利用者の年齢、健康状態等、様々な理由によって求職活動を行うことが困難な場合は、就労の実現に向けて必要な援助を行います。その際は、施設利用者が主体的に求職活動に取り組もうとする気持ちを高め、維持できるよう施設利用者と共に考える姿勢で接するようにしています。

3 貯蓄

施設利用者の中には、浪費傾向にある人や借金をしている人もいます。施設を退所して自立するためには、相当額の資金が必要となることから、計画的に貯蓄していくことが必要であること、退所後の計画的な金銭消費を十分に理解していただくため、日常の買い物レシートの提示や、就労者の場合は給与明細書の提示など、適切な金銭管理ができるように支援し、金銭に係る意識の向上を図る指導を行っております。

4 退所先

施設利用者の退所先をどのように確保するのは難しい問題です。住込み就労先が見つかる人や一定期間就労を継続して貯蓄し、自力で住居を確保する人もいますが、高齢者や障がいのある人は、医療や福祉支援を必要とする場合が多く、福祉事務所等と連携し、必要な医療や福祉支援への調整を行う他、居住支援法人等と連携して、生活保護の受給を前提とした住居確保を行うための支援を行います。

5 退所後の支援

更生保護施設を退所すると、生活環境が大きく変わるため、不安を覚えながら生活する施設退所者も少なくありません。また、刑務所等に入所していたことに負い目を感じ、社会が自分を受け入れてくれるのかどうかを不安に感じる人もいます。こうした人の中には、社会生活に馴染めず、様々な困難に直面して結果的に再犯に至ってしまうこともあるため、施設退所者を孤立させない取組みが必要です。

当院では、施設退所者が、地域において自立した生活が送れるよう、当院への通所、職員による家庭訪問、電話等により、生活の様子を確認する中で、生活相談を実施しています。



講座《一カ月の生計の立て方》



更生保護女性会の支援による《男の料理教室》



職員と施設利用者による《除雪》

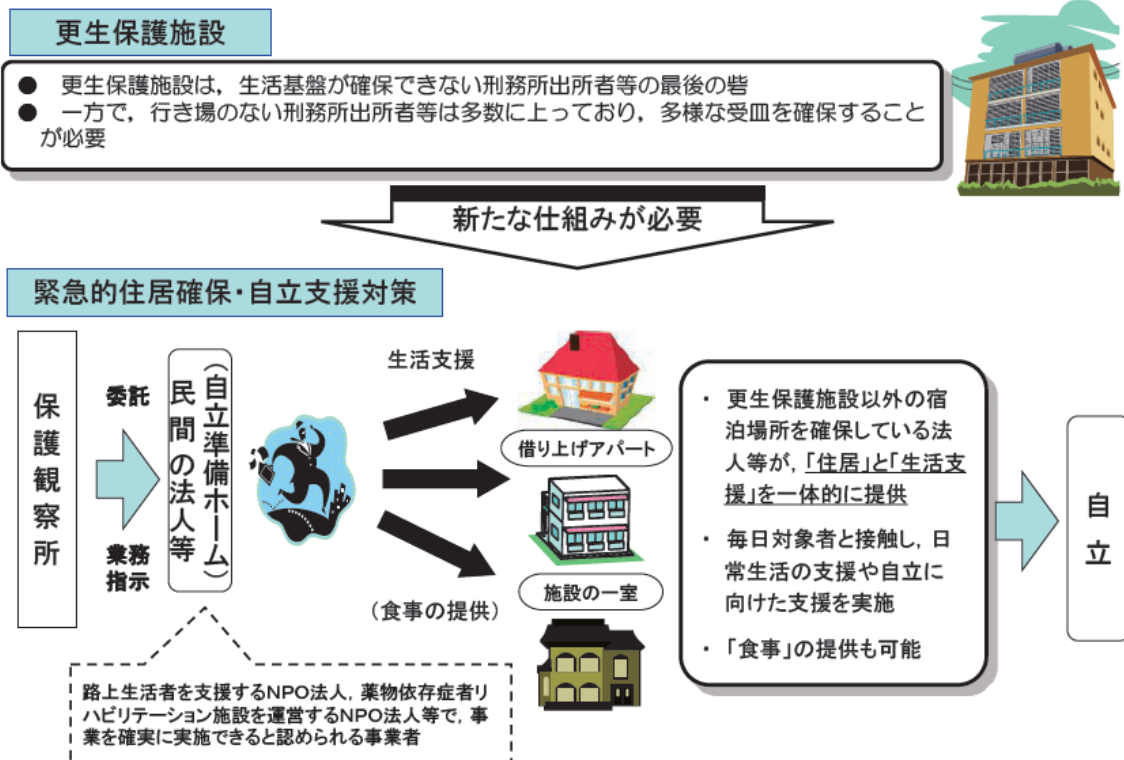


地域行事への参加《玉兼稲荷社祭典》

【推進方向 1 関連】

取組事例 6 《自立準備ホーム》（盛岡保護観察所）

更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものであり、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、平成 23 年度（2011 年度）から実施しています。



出典：法務省資料による。

出典：令和 6 年版再犯防止推進白書

【推進方向 1 関連】

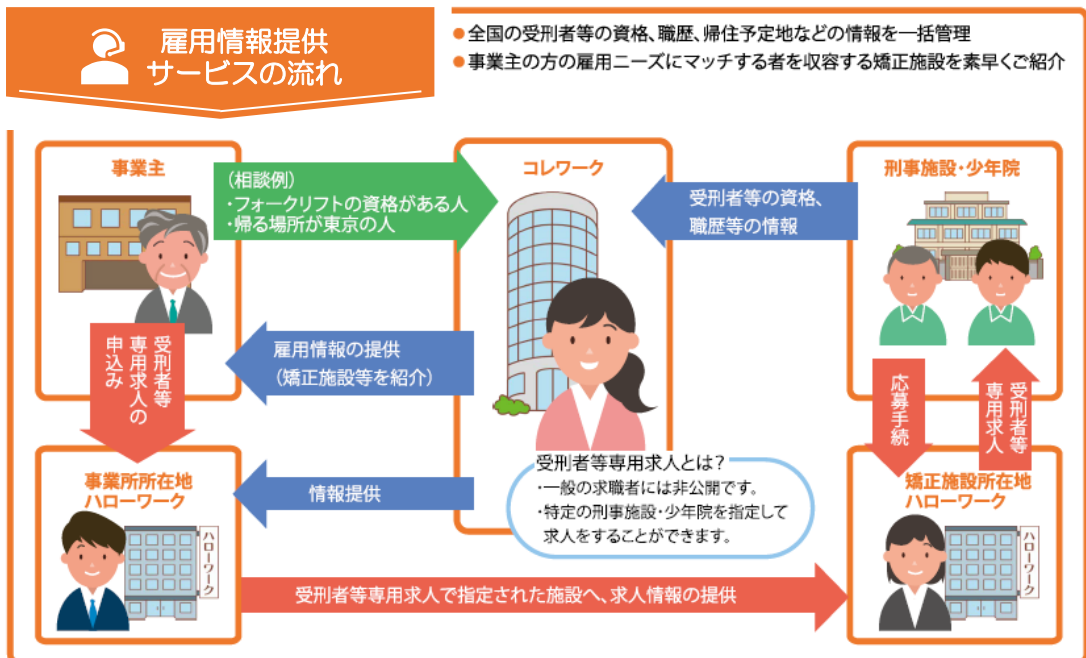
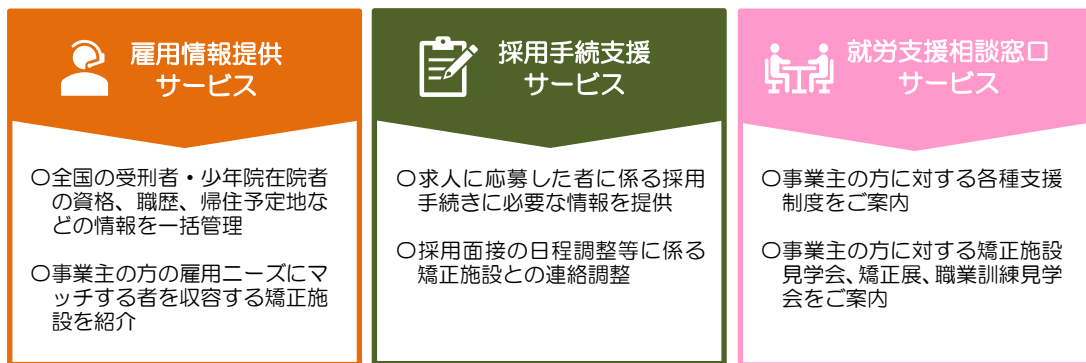
取組事例 7 《矯正就労支援情報センター室の就労支援》（東北矯正管区）

刑務所入所受刑者のうち、無職者の再入者は、有職者に比べて約3倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れていただく事業主と受刑者等をつないでいけるよう次のような取組を行っています。



【コレワークの主なサービス】



【お問い合わせ先】
東北矯正管区 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
電話 0120-29-5089
メール corrework-tohoku@i.moj.go.jp



【推進方向3 関連】

取組事例8 《非行、犯罪行為への相談対応等》（法務少年支援センター）

法務少年支援センターいわて（盛岡少年鑑別支所）は、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

はぐくめ！わらすっこ！ 法務少年支援センターいわて

お悩みではありませんか？

- ・非行や不良行為などの問題行動
- ・学校不適應（不登校、いじめなど）
- ・家庭内暴力、引きこもりなど
- ・職場や学校でのトラブル
- ・心や性格の問題 など…

秘密を
守ります

相談は
無料です

当センターでは、
心理学や教育学等を学んだ専門の職員が
青少年の非行問題などに関するご相談をお受けします。

相談や カウンセリング

ご本人や保護者、学校の先生などからの相談に応じたり、カウンセリングを行います。

心理検査

相談内容に応じて、性格検査や適性検査などの心理検査も実施します。

法教育の実施

学校などにおいて、少年事件の予防や薬物乱用防止などについて、法教育を行います。

研修や講演

学校や各種機関の主催する研修会などで、非行や子育て問題などについて研修や講演を行います。



お気軽にご利用ください。

法務少年支援センターいわて

〒020-0121 岩手県盛岡市月が丘2-14-1
相談専用電話：019-647-2205

受付時間：年末年始を除く平日 窓口 8:30～17:00
電話 9:00～17:00

（いずれも、12:15～13:00を除く。）



（「法務少年支援センターいわて」活動PRチラシ）

【推進方向 5 関連】

取組事例 9 《岩手県保護司会連合会の取組》（岩手県保護司会連合会）

《更生保護とは》

犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現は、全ての人の願いです。少しでも犯罪や非行を減らすために大切なことの一つは、過ちを犯した人の再犯や再非行をできる限り少なくすることです。

犯罪や非行により裁判所でなんらかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。いかに本人が反省し、やり直そうと思っても、本人が有するハンディキャップや社会側のバリアなど様々な要因により、社会の中に居場所(住まいや就職先、相談相手になってくれる人や組織など)が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。

安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、彼らを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。

この活動を「更生保護」といい、更生保護は社会を保護する大切な活動なのです。

《保護司とは》

保護司は安全安心な地域社会の実現を目的として更生保護活動を行う地域を支えるボランティアです。それぞれの地域社会にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし活動しています。

保護司の活動を大別すると、

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動（保護観察と矯正施設収容中の者が社会に戻った時の生活環境調整）
- ② 地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動（“社会を明るくする運動”をはじめとする犯罪予防活動）



●社会を明るくする運動● JR盛岡駅広報活動
(学生も一日保護司を行い、広報活動に参加)

《保護司会の活動》

岩手県には14の保護区に地区保護司会があります。岩手県保護司会連合会は、14地区保護司会を統括する組織です。

県内14の地区保護司会では、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動、更生保護啓発活動、保護司の知識向上を目的とした研修会等を定期的に行っています。

岩手県保護司会連合会では、地区保護司会のこれらの活動の活性化が図られるよう、バックアップするとともに、安全安心な地域社会を実現するために、誰一人取り残さない社会を目指し、岩手県内での更生保護啓発活動を行っています。

更生保護活動が、犯罪や非行をした人たちの社会復帰につながるとともに、「社会を保護している」ことを社会全体に理解していただけるように様々な形で働きかけを行っていきたいと思います。

【活動事例①：犯罪や非行をした人の社会復帰について考える機会の提供】

保護司を中心に、更生保護関係団体、行政、矯正施設、医療福祉関係者を対象に、官民協働の男子刑務所を舞台にしたドキュメンタリー映画の上映会を開催しました。

この映画は、「回復共同体」と呼ばれる、語り合うことにより受刑者を更生へ導くプログラムを通して、受刑者の個別ストーリーを取り上げ、同時に社会で起きている問題について考える機会となる映画です。受刑者が犯罪に手を染める心理や、そこに至る原因について視聴者に伝えることができます。

犯罪や非行をした人の社会復帰について、更生保護関係者だけではなく、広く社会で共有し、世の中全体でどのようにして社会復帰を促し、補助できるか考えることが再犯防止や明るい社会の実現につながるのだと思います。今後更に、このような活動を継続して



映画プリズンサークル上映後の更生保護関係者によるクロストーク

【活動事例②：更生保護の広報活動】

更生保護の果たす役割や大切さを社会に伝えるために、様々な団体に対して、更生保護講話を行っています。

更生保護法第1条に「犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」とあります。犯罪や非行をした人に対する支援活動だけではなく、更生保護活動が、社会を保護し、安心安全な社会を構築することに大きな力となっていることをこれからも広く社会に伝えていきます。



ロータリークラブでの更生保護講話

【活動事例③：薬物乱用防止の取組】

令和7年度は、74名の保護司が、岩手県薬物乱用防止指導員を務めています。

薬物乱用防止指導員は、薬物の乱用を防止するための啓発活動を行う専門家であり、地域社会における健康的な生活の確立を目指しています。

また、保護司は、薬物乱用防止活動のひとつとして、学校対象に薬物乱用防止講習会等を行い、青少年が薬物の危険性を知ることによって、生徒が違法薬物に関わらないように指導しています。

また、令和7年度は、北上地区保護司会が、専修大学北上高等学校3年生と、北上翔南高等学校1年生に対して、違法薬物についての講習会として、講話と薬物乱用防止の寸劇を行いました。

保護司や更生保護関係団体が、地域の一員として、学校の授業と別の角度から行う講習会は、生徒の心に響いたのではないのでしょうか。



北上翔南高等学校での更生保護団体による薬物乱用防止講話

【推進方向5関連】

取組事例10 <<保護司の活動体験談>>

「こんにちは、〇〇さんは着いていますか？」といつも18歳の保護観察対象者の実家で面談を行ってきました。

対象者からすると友達でもない、親戚でもない知らない人と面談しなければならない。何かとやかく言われるのかと疑心暗鬼というより、ややいぶかし気に顔を出すことが多かったです。お母さんが話す内容は聞く耳を持たず、自分のことだけを考えているようでした。少しずつお天気の話から、私の最近の失敗談など話し、空気を和らげるようにしました。時には早めに訪問して先にお母さんの悩みなど気になることを聞き、対象者とメールで彼女の悩みや考えを確認する。二人の間に入り考えなどボタンの掛け違いを自分で気づき直せるよう促す。

受け持ったときは親子関係がぎくしゃくしていましたが、段々と他人の私が入ることで連絡事項的な会話が徐々に雑談に発展し、次第に笑顔が出るようになり始めました。

私たち保護司は「寄り添う」これからの自分のキャリアプランや足りない何かあればどうしていけばよいのかと指導するのではなく、自分で気づき、どうしたらよいのか悩んだときは大人（お母さん）に相談できるようにと促す。保護観察中は反抗的だった未成年も段々計画や予定を立てられるようになったり、子どもが生まれましたと報告のメールをもらったりとほっこりすることもあります。

50代 女性保護司

私は10年少々保護司を務め、生活環境調整3件、保護観察2件を担当し、1件は現在も継続中です。すべてがうまくいくわけではなく、中には不調に終わったものもあります。

最初に担当した事案は生活環境調整でした。対象者（保護司は担当している方をこう呼びます。）は近隣の刑務所に入所しており、刑期満了で出所の予定でした。出所後の居住場所と生活していく為の仕事のめどを立てるのが調整内容でした。居住場所は高齢でしたが母親が引き取る意思を表明したので良かったのですが、問題は仕事でした。対象者は運転免許が失効しており欠格期間も長い状態でしたので、通勤する手段が限られます。居住予定の場所から近いところに仕事が見つからないために、対象者と相談する必要が生じたので刑務所に面会に行きました。対象者はその事情を理解しており、以前に働いていた少し遠い場所に仕事を求めました。出所後、近くの駅まで毎日6kmほどを自転車で移動し、更に仕事場の近くの駅から5kmほどを自転車で移動する通勤を行っていました。出所後は保護観察が無かったので直接話を聞く機会は無かったのですが、対象者の近所の人から生活の様子を聞いたら、「毎日、朝早く自転車に乗って行っている。」とのことで、仕事に一生懸命取り組んでいる様子が確認できました。地区の班長も務め、一生懸命頑張っている様子を確認するたびに「良かった。頑張れよ。」とっていました。その後、高齢だった母親を看取り立派に弔いを行うことが出来ています。

保護司は調整や観察が終われば対象者と接触する義務は持ちません。しかし、「その後はどうなっているだろう、再犯はしてないだろうか。」と気になります。新聞の事故欄の記事を必ず読む生活が続いています。

70代 男性保護司

【推進方向 3、5 関連】

取組事例 11 《犯罪予防活動、更生支援活動》

(岩手県更生保護女性連盟、各地区更生保護女性の会)

更生保護女性の会は、女性として、母としての立場から地域の犯罪予防活動や犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する活動を行うボランティア団体です。

家庭や非行問題を考えるミニ集会や子育て支援の活動、少年院慰問や更生保護施設での料理教室など、多様な活動を展開しています。同会には、その目的及び活動を理解し、その趣旨に賛同する女性であれば誰でも参加することができます。

本県には、県単位の組織として岩手県更生保護女性連盟があるほか、24 地区で約 1,688 名の会員が活動しています。



《絵本作成》



《盛岡少年刑務所矯正展バザー出店》

今年 5 月、盛岡少年院に関わる活動の一つである「運動会」の応援があり、県内 24 地区の更女会員が、遠い地区は約 3 時間かけて駆け付けました。今年は約 120 名が参加し、3 張のテント一杯になりながら、手を叩き声援を送り続けました。手を叩きすぎて、翌日湿布を貼った会員もいたそうです。現在は 30 名前後の院生が改善更生に向けて、2 つの寮で生活しています。入院時の 3 級から始まり、進級して、1 級になり社会に戻っていくまでの最短 11 ヶ月の中で、「運動会」は節目の一つとなる行事とのこと。今年は保護者参加の種目も増えました。保護者が来られなかった院生には、更女会員がお手伝いします。手を繋いで走ったりする中で、言葉を交わしたりもしますが、院生にとってそれらの事が、「気にしてくれる人達がいるのだ」という、気付きになっていると院長先生から伺いました。終了後の講評で、「私たちはいつも見守っているよ。私たちは、あなた達の応援団ですよ。」と伝えています。

70代 女性

【推進方向 3、5 関連】

取組事例 12 《ともだち活動（非行防止活動）》（岩手県 BBS 連盟）

BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

本県では、9 地区約 122 名の会員が活動しています。そのうち、盛岡地区 BBS 会は、岩手県立大学、岩手大学等の学生を中心に構成されており、少年院の慰問や児童福祉施設での学習ボランティアなど多様な活動を行っています。



《新会員研修会》



《例会》

岩手県 BBS 連盟は、「Big Brothers and Sisters Movement（BBS 運動）」の一環として、地域の若者たちが中心となり、子どもや若者の健やかな成長を支えるボランティア活動を行っています。主な活動は、児童養護施設や少年院などで暮らす子どもたちとの交流・学習支援・社会体験活動の企画など。「ともに学び、ともに遊び、ともに成長する」を大切に、子どもたちが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。例えば、毎年 9 月に開催される「岩手県児童福祉施設スポーツ大会」では、県内 6 つの児童養護施設の子どもたちが一堂に会し、ドッジビー・大縄跳び・ボッチャ・リレーの 4 種目で競い合いました。スポーツを通じて交流を深めるこの大会は、子どもたちの笑顔があふれる一日となりました。BBS では、こうしたスポーツ大会だけでなく、学習支援や地域交流イベントへの参加など、多彩な取り組みを通じて、子どもたちの「やってみたい」を応援しています。若者たちが「誰かの力になりたい」という想いを行動に変える——それが、BBS の魅力です。

20 代 女性

【推進方向 1、5 関連】

取組事例 13 <<協力雇用主への各種支援制度>>

(盛岡保護観察所、岩手県就労支援事業者機構)

刑務所出所者等就労奨励金制度

(実際に雇用して下さった協力雇用主に最長 1 年間奨励金を支給します。)

○就労・職場定着奨励金 最大 48 万円

刑務所出所者等を雇用した場合、最長 6 か月間、月額最大 8 万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

○就労継続奨励金 最大 24 万円

刑務所出所者等を雇用してから 6 か月経過後、3 か月ごとに 2 回、1 回当たり最大 12 万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

その他の制度

○身元保証制度 最大 200 万円

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した場合、契約日から最長 1 年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

○トライアル雇用制度 最大 12 万円

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長 3 か月間、月額 4 万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

○職場体験講習 最大 2 万 4,000 円

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

○事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

○給与支払い助成事業 最大 24 万円

刑務所出所者等を雇用した場合、最長 6 か月間、月額最大 4 万円をお支払いします。

【推進方向 1、5 関連】

取組事例 14 <協力雇用主の雇用体験談> (協力雇用主)

弊社では、多様な人材がその能力を発揮できる社会を目指し、積極的に雇用機会を創出しております。その一環として、現在保護観察中である方をドライバーとして雇用し、障がい者施設での送迎業務を任せております。

彼との出会いは、私たちにとって新たな挑戦でした。しかし、面談を通して見えてきたのは、過去を真摯に受け止め、社会復帰へ向かう強い意欲を持つ彼の姿でした。私たちは、彼の真面目さ、そして責任感の強さを感じ、採用を決定しました

現在彼は、障がい者施設の利用者様の送迎業務を毎日安全に行っており、利用者様の家族様から感謝の声が私たちの下にも届いております。真摯に仕事に取り組むその姿勢は、他の社員にとっても良い刺激となり、社内の雰囲気にも良い影響を与えています。

私たちは、彼が弊社の一員として責任感を持ち、真面目に職務を全うしていることを高く評価しており、保護観察中という立場であっても、本人の努力と周りのサポートがあれば十分に社会で活躍できることを、今回の雇用経験で私たちに教えてくれました。

今後も弊社では、個々の持つ可能性を信じ、多様な背景を持つ人々が、安心して働ける環境を提供することで、地域社会に貢献して参りたいと思っております。

D 社 (障がい福祉サービス事業所)

弊社としての再犯防止の取組をご紹介させて頂きたいと思っております。弊社はこれまで、数々の元受刑者を雇用しており、受入にあたっては、たとえ犯罪をした者であっても、一人の人間として接することを信念としています。元受刑者の中には、偏見や差別を受けるのではないかとの不安や、社会と共存する難しさ、孤独を感じる方もおられるので、本人の性格をなるべく理解し、伴走することが大切だと考えています。そのため、できるだけ顔を合わせて話をする、本人が何を考えているのか理解する、本人が気持ちを素直に言えるような環境を作る、長所を伸ばすよう関わる、沢山褒める、目標をともに考える、生活の自立に向けて関わることなどを心掛けています。

再犯を防止できなかったこともあり、その時には、何があったのか、弊社の関わりはどうだったか、関わる上で大切にしてきたことは何だったか、その結果どうなったのかなどを振り返り、弊社で何が足りなかったのかを考え、改善できるように努めています。

彼らの更生しようと努力する姿勢や向上心は、弊社のモチベーションや活力にもなっています。沢山の方々が更生し、明るい未来を築けるよう一緒に頑張っていきたいと思っております。

H 社 (建設業)

【推進方向 5 関連】

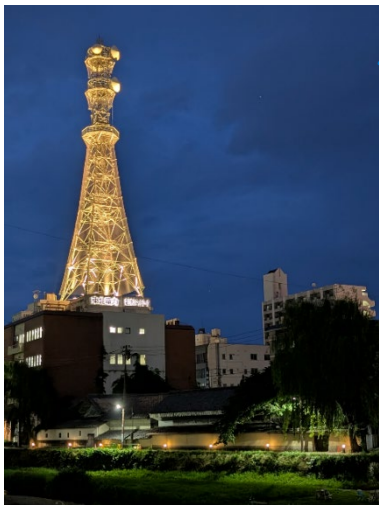
取組事例 15 ≪“社会を明るくする運動”の活動≫

(盛岡保護観察所、更生保護関係団体、岩手県、各市町村)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

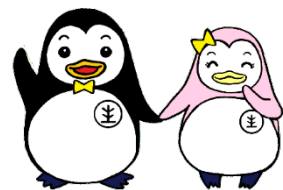
岩手県では、毎年、県内の各市町村、更生保護関係団体、民間団体により構成される“社会を明るくする運動”岩手県推進委員会が設置され、その委員長には県知事が就任しています。また、県内全域で、各市町村長や各地区保護司会長を委員長とする地区推進委員会が立ちあげられ、7月の強調月間を中心に、地域の特徴を活かした活動を展開しています。

第75回（令和7年）の活動では、犯罪や非行を防止し、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くことのほか、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えることを目標としました。



マイクロ波無線鉄塔をイメージカラーのイエローにライトアップしてPR

更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん



広報活動の様子



【推進方向 6 関連】

取組事例 16 《いわて再犯防止推進事業》（岩手県）

岩手県では、令和6年度から、法務省の地域再犯防止推進交付金を活用し、いわて再犯防止推進事業を始めました。

1 目的

この事業は、各市町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、各市町村に対する必要な支援やネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、各市町村が単独で実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援等を実施し、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的とします。

2 事業の種類

(1) 県内市町村職員に対する施策の企画立案支援

県内市町村における再犯防止の取組が円滑に実施できるよう支援を行うことを目的とし、県内市町村間での施策の調整や情報共有を行うための会議を開催します。

(2) 県内市町村職員に対する理解促進・人材育成

県内市町村の職員等が再犯防止に関する理解を深めることができるよう支援を行うことを目的とし、県内市町村等の理解促進のための研修会を開催します。

(3) 犯罪をした者等に対する直接支援

犯罪をした者等に対し、市町村が単独では実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援を行うことを目的とし、犯罪をした者等やその家族、支援者等からの相談への対応等を行います。



いわて再犯防止推進相談ダイヤルのお知らせ

実施期間 令和6年12月23日(月)9:00~21:00
令和6年12月24日(火)9:00~21:00

電話番号 0120-007-672

※ できるだけ日中のご相談をお願いします。
※ 夜間帯は電話のかけ間違いに御留意ください。



対象の方 罪を犯した方で、岩手県内在住の方や岩手県へ帰住を希望している方
また、その方の家族、親族や支援機関の方 など

相談内容 仕事のこと、暮らしのこと、住まいのこと、福祉サービスのこと など



主催：岩手県保健福祉部地域福祉課
委託先：更生保護法人岩手保護院



社明 しやめい
社会を明るくする運動
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業

主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

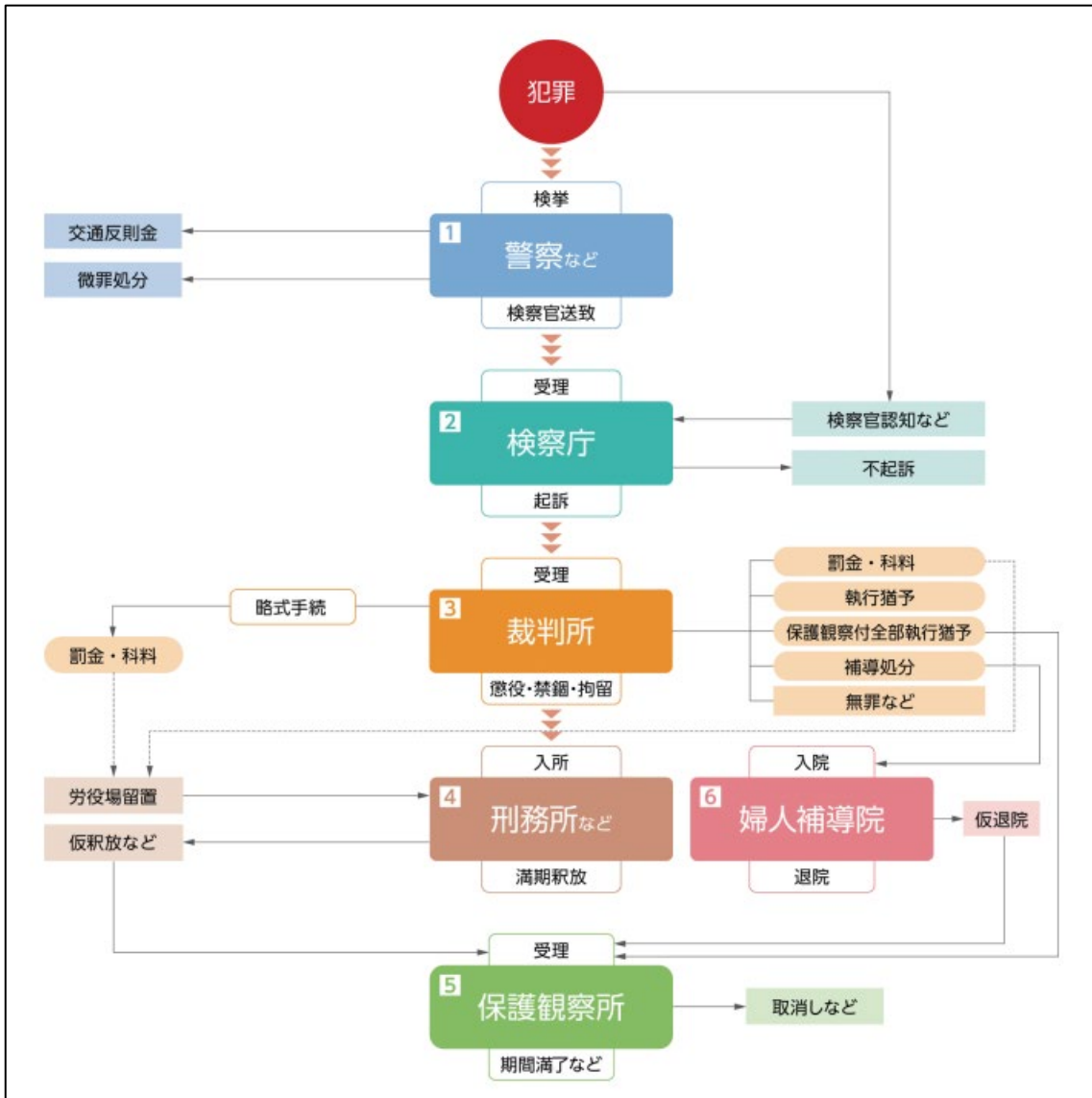
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

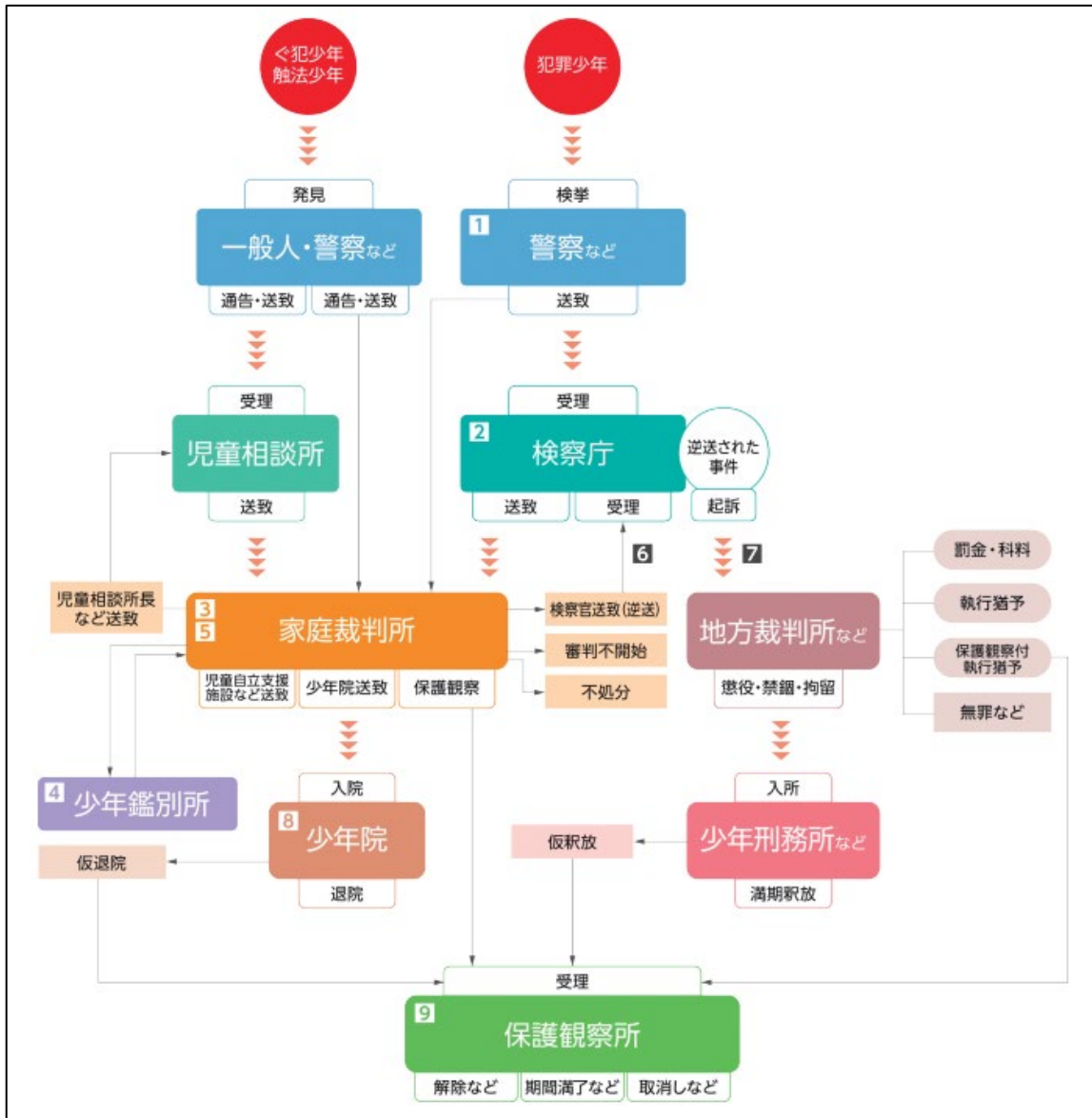
(参考 1) 成人による刑事事件の流れ



※ 6 婦人補導院は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）による売春防止法の改正により、2024（令和6）年4月1日に廃止となりました。

[出典：令和6年版再犯防止推進白書]

(参考 2) 非行少年に関する手続きの流れ



[出典：令和6年版再犯防止推進白書]

・用語説明

用語	内容
起訴猶予	不起訴処分のひとつ。犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
刑法犯	刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪。
刑務所	主として、犯罪をした者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。
ゲートウェイドラッグ	大麻など、他の薬物を使用するきっかけとなるドラッグ。
検挙人員	警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	犯罪や非行をした人で、更生意欲があっても、頼るべき親族等がない、生活環境に恵まれない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生が難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を保護して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行って円滑な社会復帰を支援している民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。
子ども対象・暴力的性犯罪	性犯罪であって、被害者が13歳未満の者であるもの。
コレワーク	受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	犯罪により検挙された者のうち、再び犯罪により検挙された者。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪をした者等たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
受刑者	懲役刑、禁錮刑、拘留刑又は拘禁刑の執行を受けている者。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教

用語	内容
	育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。
少年警察ボランティア	警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、市町村、学校などと連携して日頃から地域に密着した活動を展開している。
少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を收容する刑事施設。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導員を中心に非行防止に向けた取組を行っている機関。
初犯者	犯罪により初めて検挙された者。
自立準備ホーム	保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等に対し、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの。
青少年を被害・非行から守る県民大会	「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7/1～8/31）」に呼応し、県内各地で青少年育成に取り組む方々が一堂に会し、非行・被害防止活動の推進を目的に開催するもの。
特別調整	生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいのある入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地（矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地）の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。県内に75箇所設置されている（R6.4.1現在）
入所者	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。
認知件数	犯罪について、被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数。
福祉サービス等	公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスを指す。
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

第2期岩手県再犯防止推進計画
(2026年度～2030年度)

令和8年3月発行

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部保健福祉部地域福祉課

電話 019-629-5481